

資料1

# 福島県地域福祉支援計画

## (答申案)

令和3年3月  
福島県社会福祉審議会



## 目 次

### 第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	1
3 計画の期間	1
4 他の福祉関係計画との関係	2
5 計画の構成	2
6 計画の進行管理	3

### 第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 地域社会の状況	5
2 市町村地域福祉計画の策定状況	21

### 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	22
2 基本方針	23
3 地域住民、民間団体等及び行政の役割	25

### 第4章 施策の方向

1 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進	26
(1)被災者への見守りや地域コミュニティ形成等の支援	26
(2)介護サービス提供体制の再構築	27
2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	27
(1)様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携	27
(2)高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項	28
(3)制度の狭間の課題への対応	32
(4)生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備	33
(5)共生型サービス等、分野横断的な福祉サービス等の展開	35
(6)居住に課題を抱える人への横断的支援	35
(7)就労に困難を抱える人への横断的支援	36
(8)自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援	37
(9)市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援	37
(10)高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進	38
(11)保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援	39
(12)地域住民等が集う拠点の整備等	40
(13)地域づくりにおける官民協働の促進	41
(14)地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築	42

(15)全庁的な体制整備	43
3 市町村の地域福祉推進への支援	43
(1)市町村に対する支援	43
(2)県内の福祉サービスに関する情報の収集	44
(3)地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援	45
4 地域福祉を担う人づくり	45
(1)介護人材の確保について	45
(2)障がい福祉人材の確保について	46
(3)児童福祉人材の確保について	47
(4)その他の福祉人材の確保	48
5 地域福祉サービスの基盤づくり	51
(1)市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進	51
6 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援	55
(1)住民主体の地域づくりを推進していくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり	55
(2)県域で推進していく施策の企画・立案	56
(3)重層的支援体制整備事業への支援	56
7 災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応	57
(1)自主防災組織等の強化	57
(2)災害時を想定した要配慮者の支援体制	57
(3)新型コロナウイルス感染症への対応	59
8 福島県地域福祉支援計画指標一覧	61

## 第1章 計画の概要

### 1 計画改定の趣旨

- 東日本大震災から10年が経過し、被災地における復興は進展しているものの、避難生活の長期化、単身者や高齢者の社会的孤立、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化しており個々の状況に応じた対応が求められています。
- また、少子化、高齢化の進行や、貧困、虐待など社会が抱える課題の多様化、複合化など諸課題が顕在化する中、誰もが安心していきいき暮らせる地域づくりを実現するため地域福祉にはこれまで以上にきめの細かい対応が求められています。
- 「福島県地域福祉支援計画」は平成25年3月に計画期間を8年間として策定しましたが、令和3年3月末に計画期間が満了することから、現状や課題等を踏まえて、次期計画として人口減少・高齢化が進行する今後の社会を見据えこれを改定するものです。

### 2 計画の性格・位置付け

- 本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援するための計画として策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として改定するものです。
- この計画は、福島県総合計画、福島県復興計画及び福島県保健医療福祉復興ビジョンに基づき、福祉に関する個別計画との整合性を図りつつ、地域福祉の観点から計画を改定するものであることに加え、現状では高齢者、障がい者、子ども・子育て中の保護者といった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしていますが、これらに共通する事項を地域福祉支援計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けるものです。
- この計画は、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓う持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨を尊重し、取組を進めます。

### 3 計画の期間

- 計画の期間は、関連する他計画の見直しの時期と連動させるため、令和3年度から6カ年とします。  
なお、今後の制度改革や社会情勢の変化に適切な時期により必要な見直しを行います。

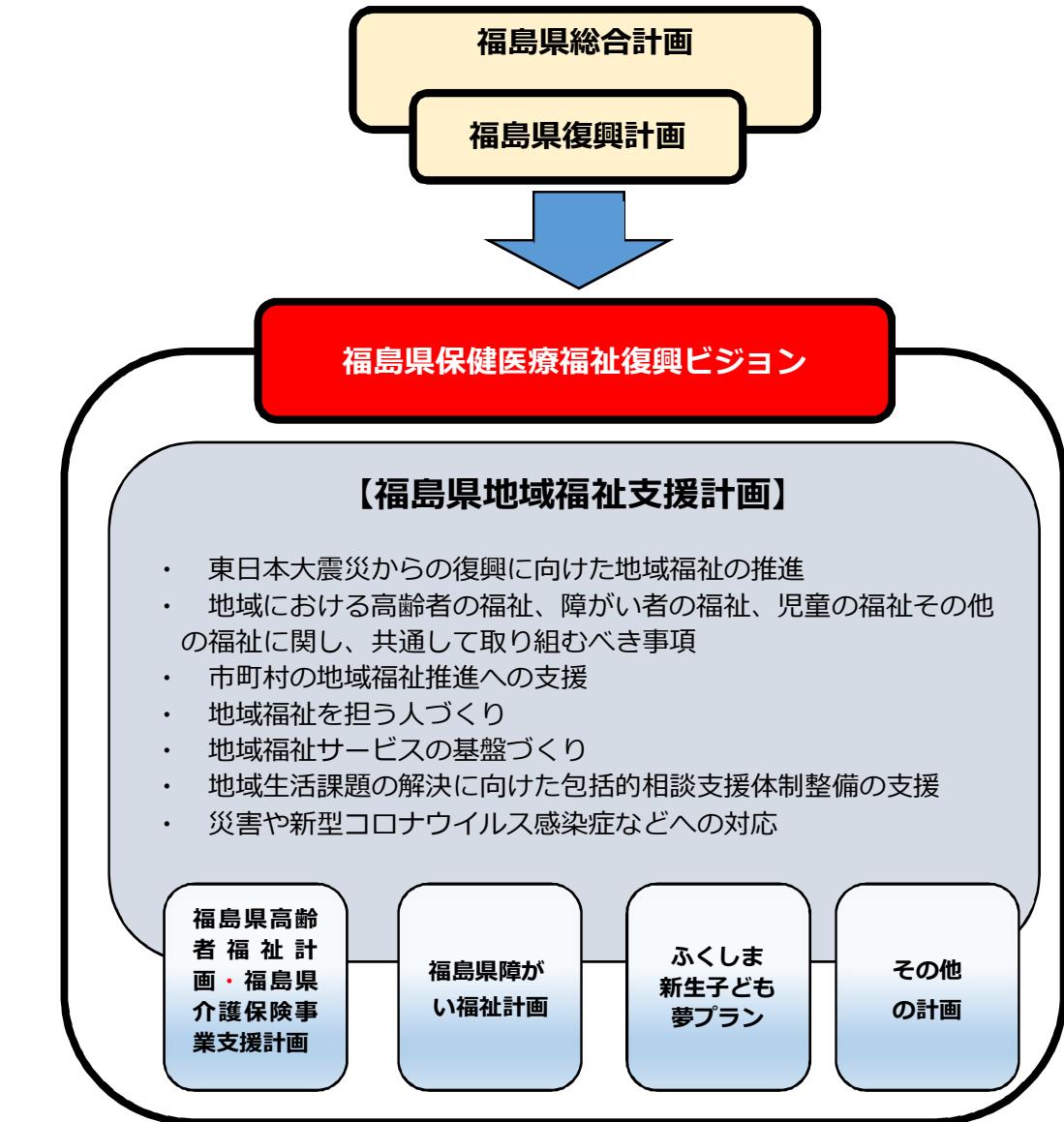
1   **4 他の福祉関係計画との関係**

- 2   ○ 本計画は、各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、以下に掲  
3   げる各計画の各分野に関し共通して取り組むべき事項を記載するものです。
- 4   • 福島県高齢者福祉計画・福島県介護保険事業支援計画、避難地域等介護  
5   復興計画、福島県認知症施策推進行動計画、福島県介護人材確保戦略  
6   • 福島県障がい福祉計画、福島県障がい者計画、福島県障がい者工賃向上  
7   プラン、福島県障がい児福祉計画  
8   • ふくしま新生子ども夢プラン、ふくしま青少年育成プラン、福島県子ど  
9   も・子育て支援事業支援計画  
10   • 福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援の  
11   ための基本計画  
12   • 健康ふくしま21計画

13   **5 計画の構成**

- 14   ○ 第1章では、当計画の改定に関しその趣旨や性格等の概要について記載し  
15   ました。
- 16   ○ 第2章では本県地域福祉の推進にあたって、地域福祉を取り巻く状況を整  
17   理しました。
- 18   ○ 第3章では、「計画の基本的な考え方」として本計画の理念を設定した「基  
19   本理念」、理念の実現に向けた7つの「基本方針」を、また、地域住民、民  
20   間団体等及び行政についてそれぞれの果たすべき役割を記載しました。
- 21   ○ 第4章では、社会福祉法第108条と計画策定ガイドライン（平成29年  
22   12月12日厚労省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進につ  
23   いて」）で計画に盛り込むべきとされた項目をもとに、7つの施策について、  
24   現状と課題を分析したうえ、県としての今後の取組方針及び目標を設定して  
25   います。
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39
- 40
- 41

1 ○ 福島県地域福祉支援計画の位置付け



28 6 計画の進行管理

29 本計画の進行状況については、適宜・点検評価を行い、計画の見直しに反映  
30 させていきます。また、必要に応じて福島県社会福祉審議会や地域保健医療  
31 福祉協議会に報告し、意見を求ることとします。

1  
2 ■社会福祉法抜粋 ※下線部は令和3年4月1日施行部分  
3

4 (都道府県地域福祉支援計画)  
5

6 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広  
7 域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体  
8 的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努める  
9 ものとする。

10 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通  
11 して取り組むべき事項

12 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

13 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

14 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達の  
ための基盤整備に関する事項

15 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備  
16 の実施の支援に関する事項

17 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あ  
18 らかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、そ  
19 の内容を公表するよう努めるものとする。

20 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分  
21 析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域  
22 福祉支援計画を変更するものとする。

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 1 地域社会の状況

#### （1） 東日本大震災による避難生活の長期化等

平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害の影響により、約16万人の県民が自宅を離れての避難生活を余儀なくされましたが、復興公営住宅の整備や帰還支援、事業再開支援等により年々避難者は減少しています。

しかし、いまだ3万7千人弱の方が県内外に避難（令和2年12月末現在）をされており、引き続き、生活再建・事業再開支援、避難先での支援、帰還支援など避難の長期化に伴い個別化・複雑化する課題に対して取り組む必要があります。

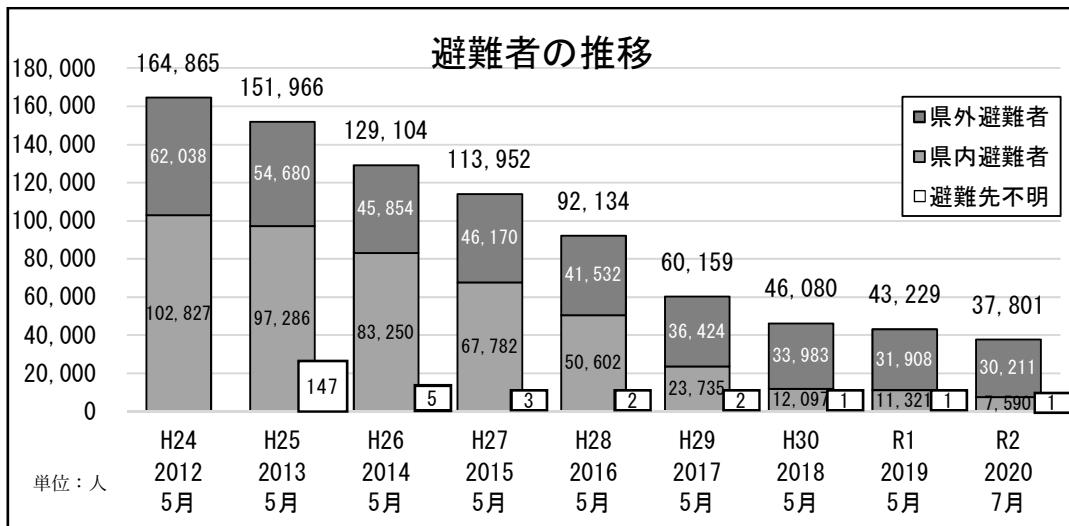
また、計画が策定されてから8年の間、進学や就職等による若者の県外への人口流出が進み、避難地域を中心に地域コミュニティ機能の低下、認知症の増加など健康面での不安、福祉・介護人材不足の深刻化などの問題が生じています。

震災に伴う避難者についても、高齢者や一人暮らしの方など支援を必要とする方の孤立化を防止するため、見守りや相談支援を引き続き実施する必要があります。

#### （参考） 東日本大震災等による避難等の状況

- 県内への避難者数（令和2月11月5日調べ） 7,459人
- 要介護認定者数（令和2年8月）の対23年1月伸び率  
浜通り13市町村 56.6% 県平均 31.8% 全国平均 34.1%
- 介護関連職種の有効求人数（震災前後県内ハローワーク調べ）  
有効求人数 1,385人(23年2月)→3,450人(令和2年9月)

1 図表 1 福島県内外への避難状況



2 出典：福島県災害対策本部「平成23年度東北地方太平洋沖地震による被害状況速報」

3 ※ 令和2年度の5・6月は、新型コロナウイルス対応への負担を考慮し、復興庁が全国  
4 避難者数調査・公表を行わなかった。

## 5 (2) 人口減少・少子高齢社会の進行

6 本県の人口は、震災後に起きた18万人を超える急激な減少傾向は収  
7 まりましたが、出生数の減少等により、平成10(1998)年以降減少  
8 が続いており、避難者の動態予測を含めた県独自の人口推計では、県の  
9 人口は令和42(2060)年に約100万人へと大きく減少する見込み  
10 です。11 また、65歳以上人口は今後しばらく増加をつづけますが、令和12  
12 (2030)年をピークに減少する見込みです。しかし、人口全体が引き  
13 続き減少するため、令和42(2060)年の高齢化率は47.6%(2.  
14 1人に1人が65歳以上)になると推計しており、ピーク時以降は働き手  
15 不足等の問題がより深刻化していきます。

16

17

18

19

20

21

22

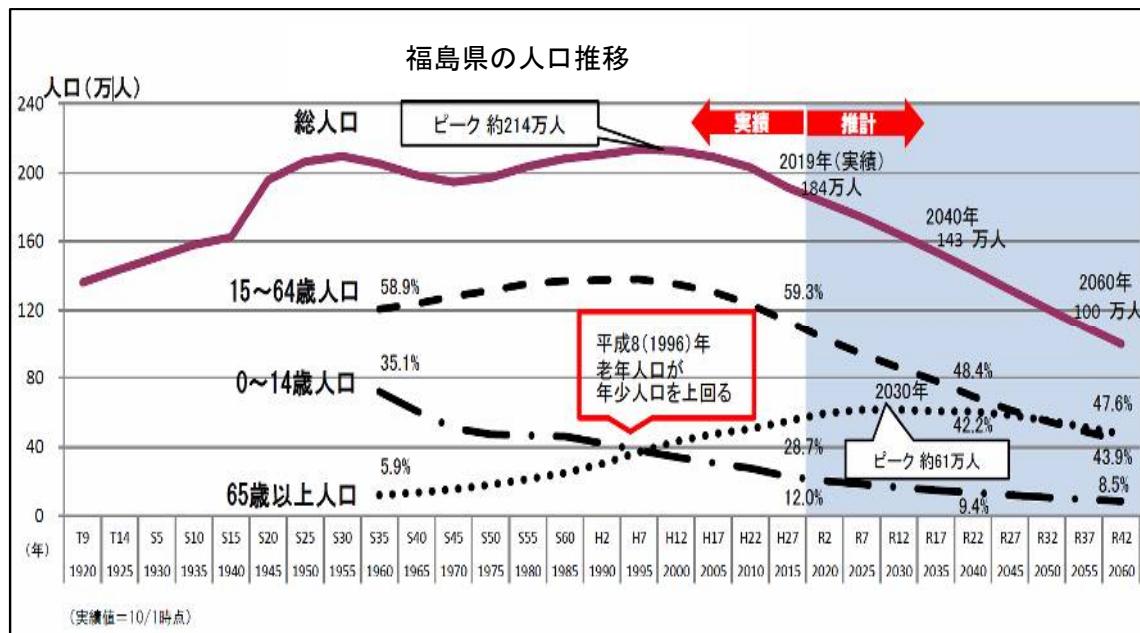
23

24

25

26

1 図表2 福島県の人口の推移と将来の見通し



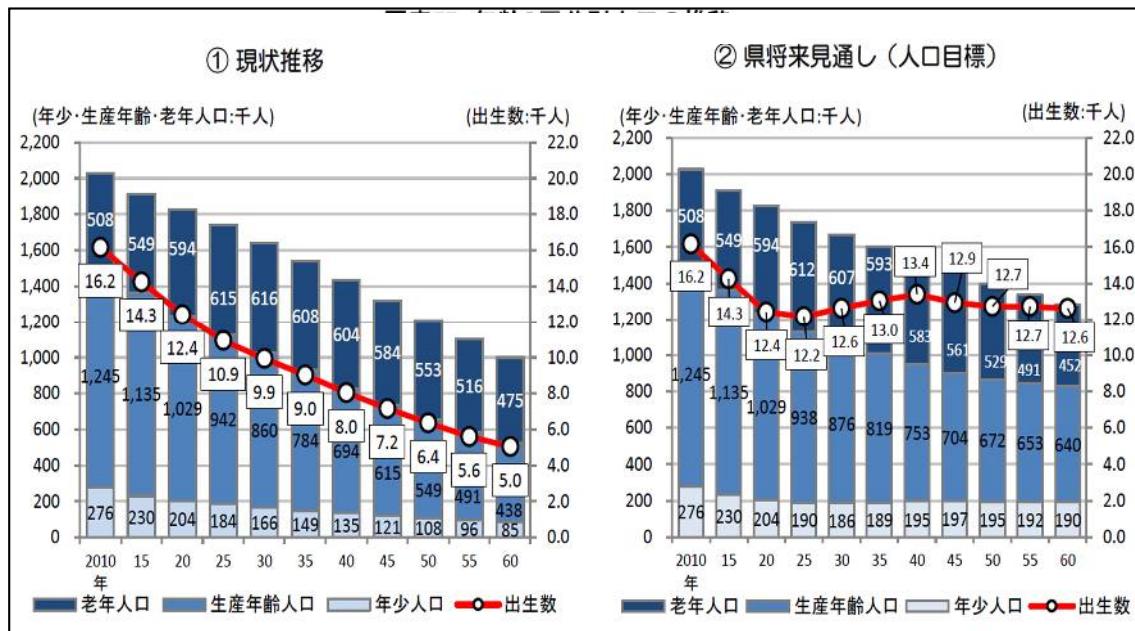
※1 避難者の動態予測を含めた推計については、避難者を対象とした意向調査の回答等を基に独自推計したもの。帰還率は意向調査による「戻る意志がある人」の100%、「判断に迷う人」の50%が帰還するものと仮定。当該人口推計は、基準年を2015年とし、国勢調査結果等を基にした生残率・純移動率・出生率を用いて、コホート要因法(※2)により将来人口を推計。

※2 基準年の男女別・5歳階級別人口に生残率・純移動率を乗じて、5年後の人口を求める。

新たに生まれる人口は、出生率から求めた出生数に生残率・純移動率を乗じ、5年後の0~5歳人口として組み入れる。

出典：「福島県人口ビジョン」((平成27年11月策定、令和元年12月更新))

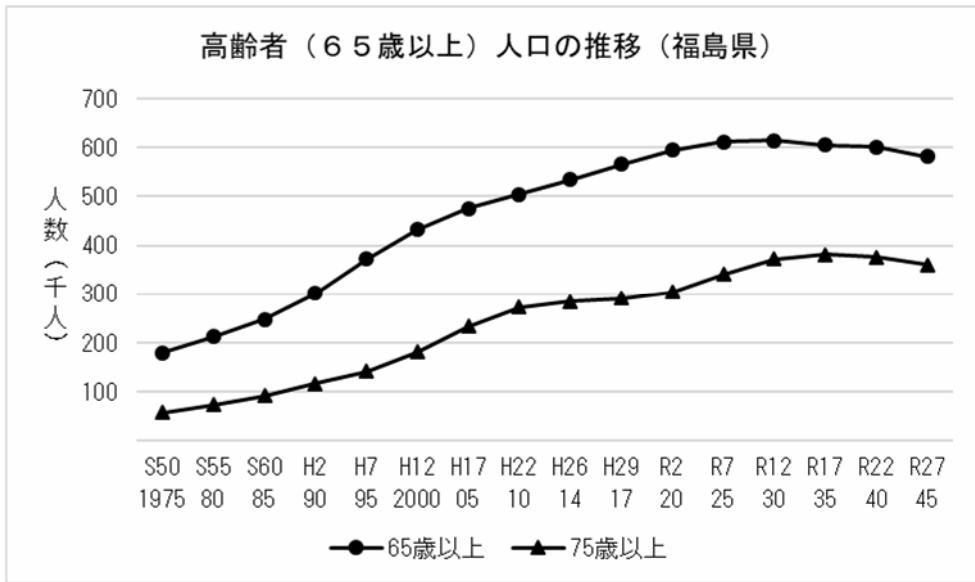
1 図表3 福島県の年齢3区分別の人口推移



※ 当該ケースにおいて、推計される出生数は2040年で16,038人(2010年比▲0.5%)、2060年で14,745人(2010年比▲8.6%)となる。

出典:「福島県人口ビジョン」(平成27年11月策定、令和元年12月更新)

19 図表4 福島県の高齢者人口の推移(調整中)



※ 昭和50年から平成22年までは国勢調査、平成26年(10月1日現在)は福島県現住人口調査、平成29年は市町村に照会した10月1日現在の住民基本台帳における人口、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(平成30年3月推計)」

1 (3) 地域社会及び家庭の変容

2 ○ 家族のつながりの希薄化

3 少子高齢化・人口減少社会が進行し、家族構成や市民の生活形態等が**大**  
4 **きく変化しています。**ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が急増する  
5 一方で、地域福祉の担い手として期待される若い世代が減少しています。  
6 また、世帯の核家族化もみられ、ひとり親世帯も増加傾向にあり家庭内で  
7 の支援力も薄れています。

8 ○ 相互扶助機能の弱体化

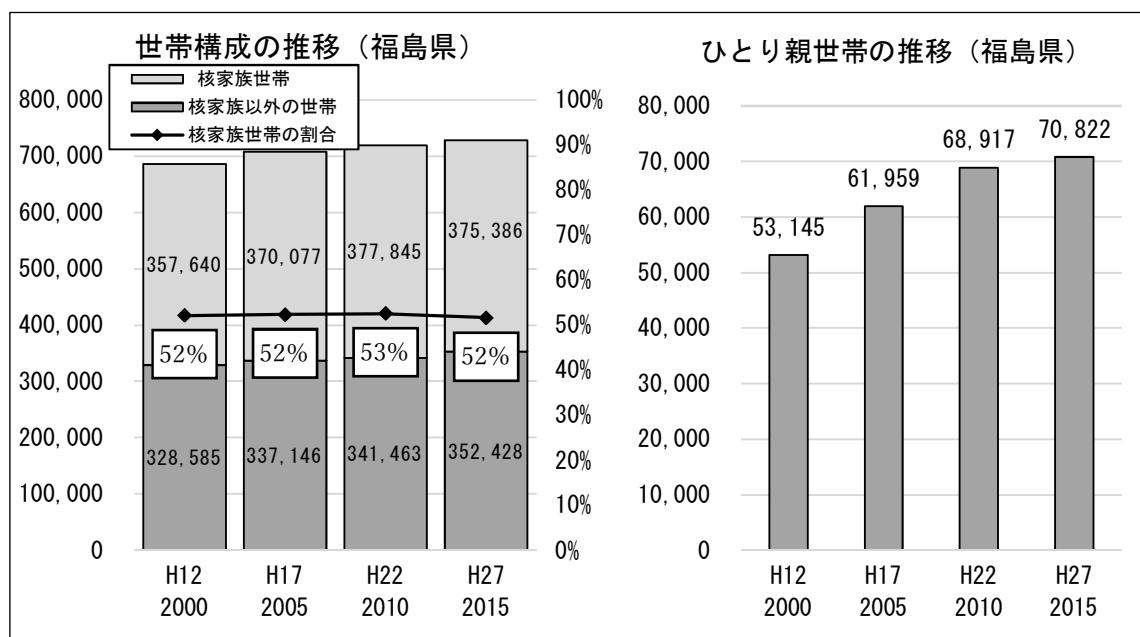
9 このような状況の中、地域のつながりは希薄化し、地域で課題を解決し  
10 ていくという地域の福祉力が脆弱化しており、従来からの地域における  
11 相互扶助のシステムも十分に機能しにくくなっています。誰もが地域で  
12 安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、**地域住民が自ら**  
13 **役割を持ち、つながり支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社**  
14 **会の実現への取り組みが求められています。**

15 **また、自分で決定し行う、自助を基礎としながら、住民同士の相互扶助**  
16 **(互助)が自助を支え、また、互助でも難しい課題には社会保険制度など**  
17 **の相互扶助(共助)が自助を支え、互助を補います。それでも難しい課題**  
18 **には公助が対応して、地域の生活を支えています。**

19 ○ 未婚化・晩婚化の進行

20 20代から30代の未婚率は、昭和50年以降、上昇傾向が続いています。  
21 平成27年には、30代前半では男性の半数近く、女性の約3割が未  
22 婚となっています。

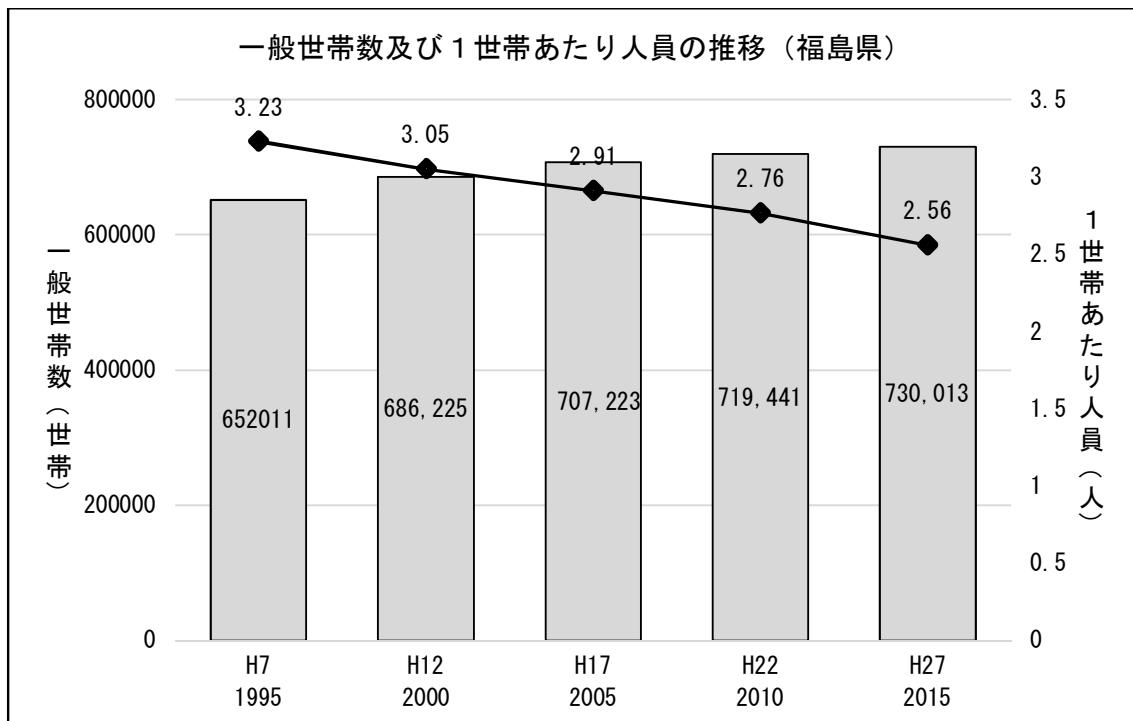
23 図表5 福島県の核家族化・ひとり親世帯の推移



38 出典： 総務省「国勢調査」

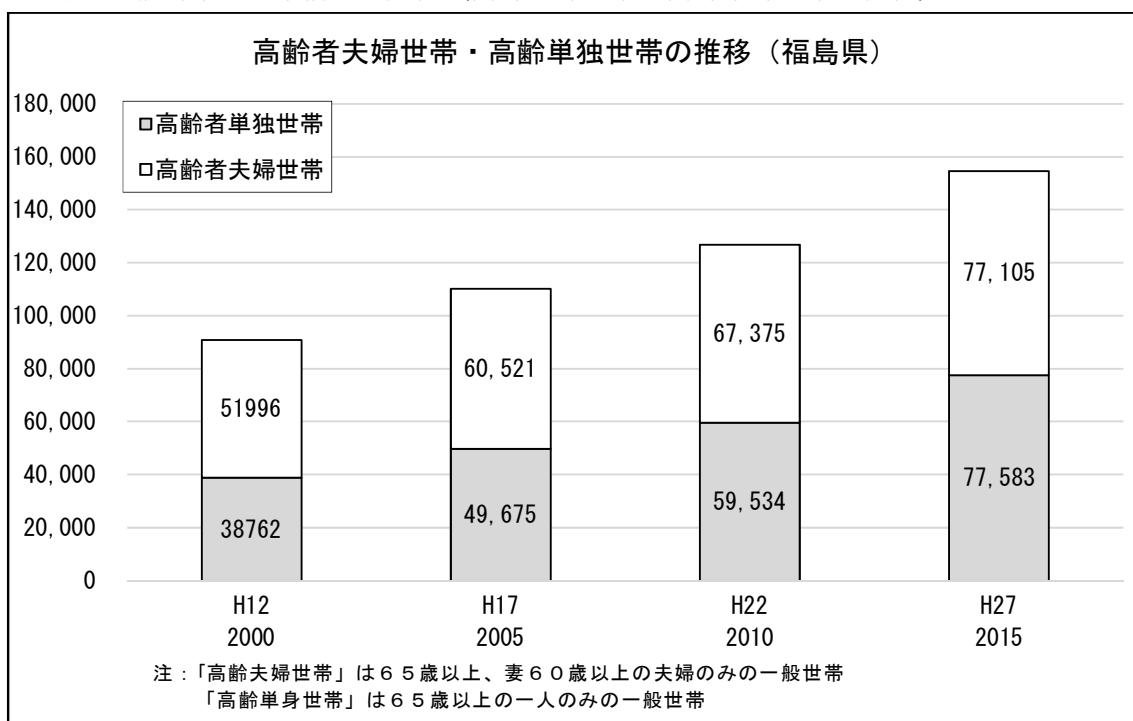
39 ※核家族以外の世帯には非親族世帯、単身世帯を含む（世帯の家族型「不詳」は除く）

1 図表6 福島県の世帯構造の動向（一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移）



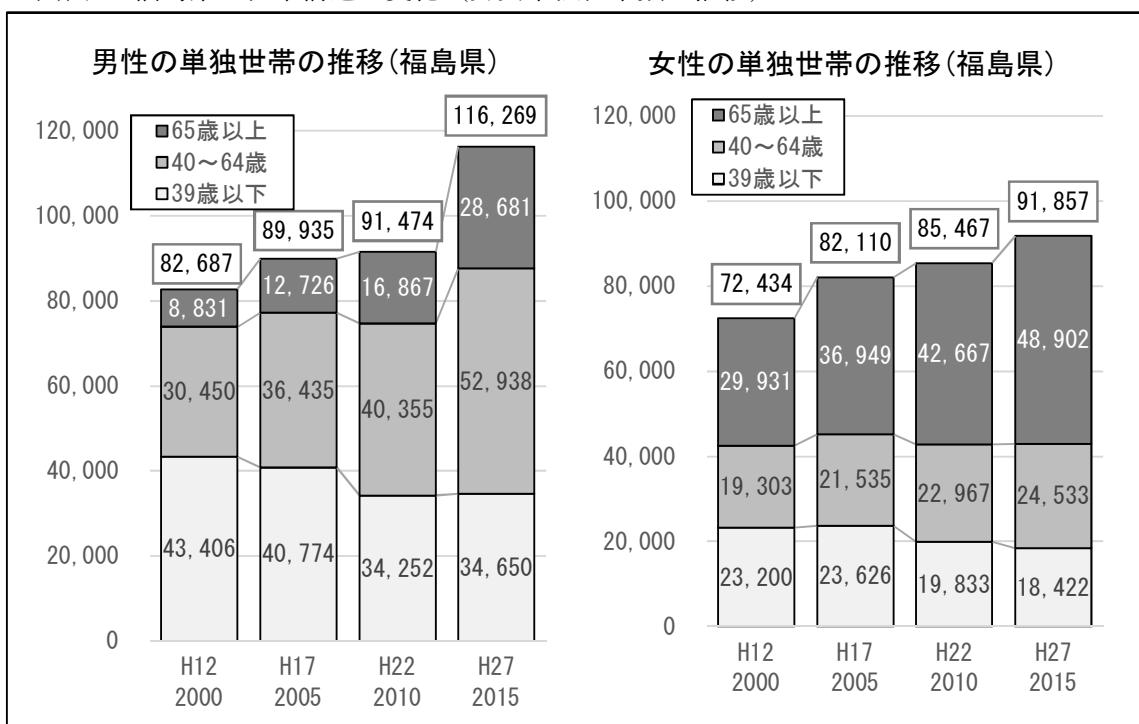
2 出典： 総務省「国勢調査」

3  
4  
5 図表7 福島県の世帯構造の変化（高齢夫婦世帯・高齢単身世帯の推移）



6  
7  
8 出典： 総務省「国勢調査」

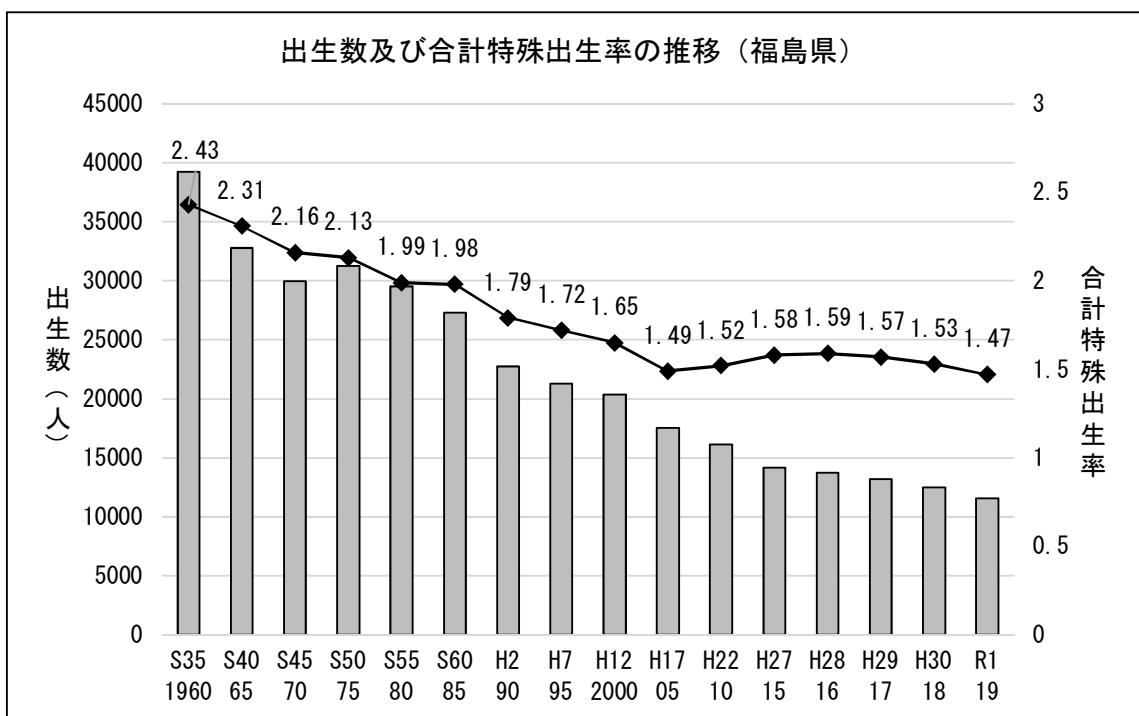
1 図表8 福島県の世帯構造の変化（男女単独世帯数の推移）



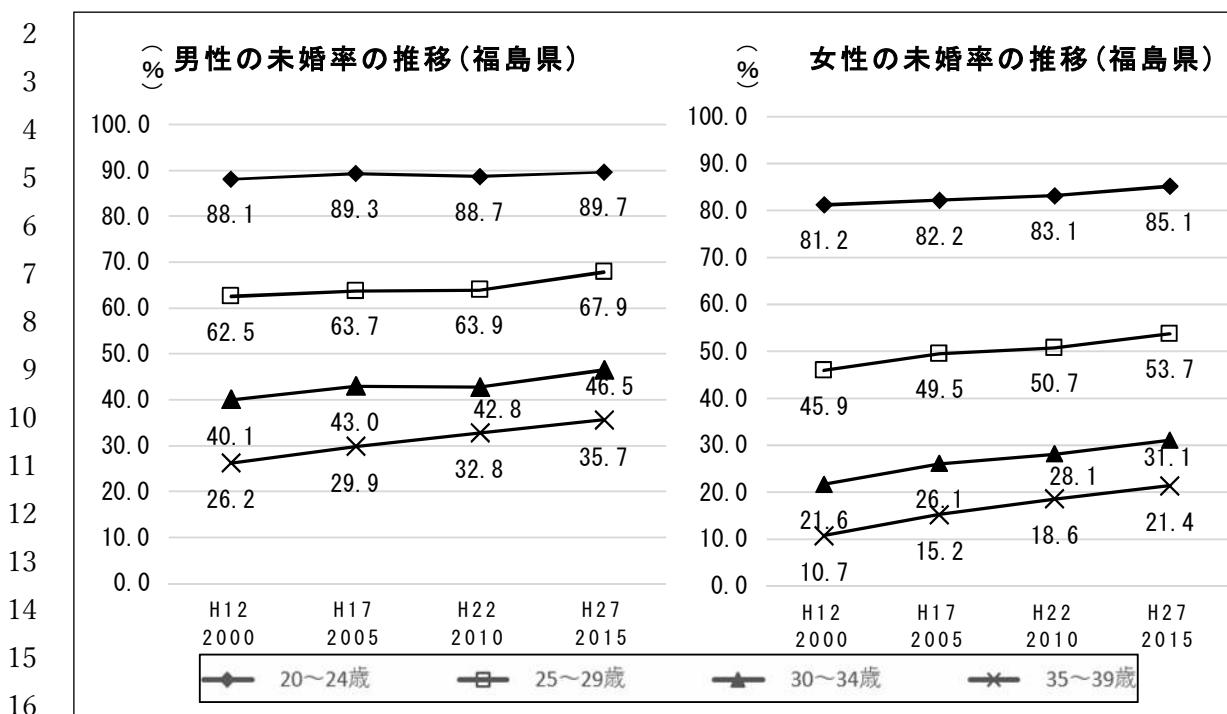
6 出典：総務省「国勢調査」

7

8 図表9 福島県の出生数及び合計特殊出生率の推移



1 図表10 年齢別未婚率の推移



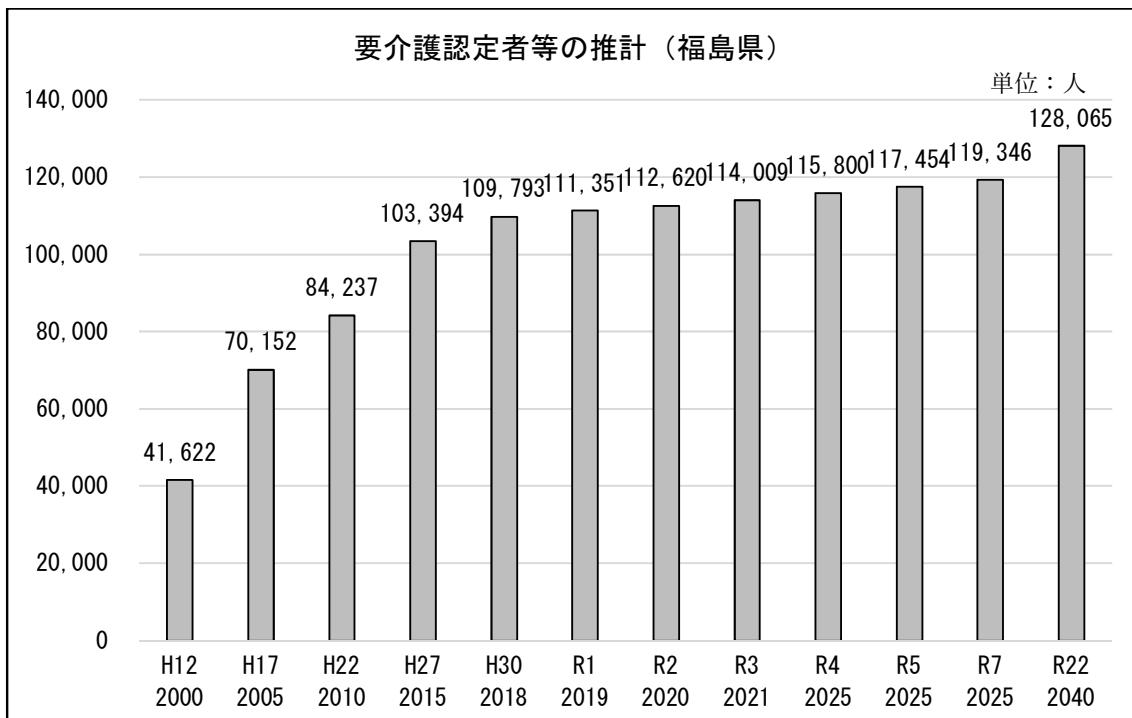
17 出典： 総務省「国勢調査」

1 ○ 福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

2 高齢者に関する状況では、高齢化の進行にともなって、要支援・要介護  
3 認定者数は増加を続け、平成23年の8万7千人余りから令和7年には  
4 約12万6千人余りに及ぶと推計しています。

5 障がい者に関する状況では、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加の傾向  
6 にあります。生活保護に関する状況では、世帯類型別の保護世帯数の推  
7 移をみると、高齢者世帯が増加傾向にあります。世帯類型別の構成割合  
8 の推移でも、高齢者世帯の割合は増加傾向にあり、平成30年度には全  
9 体の約54%余りを占めています。

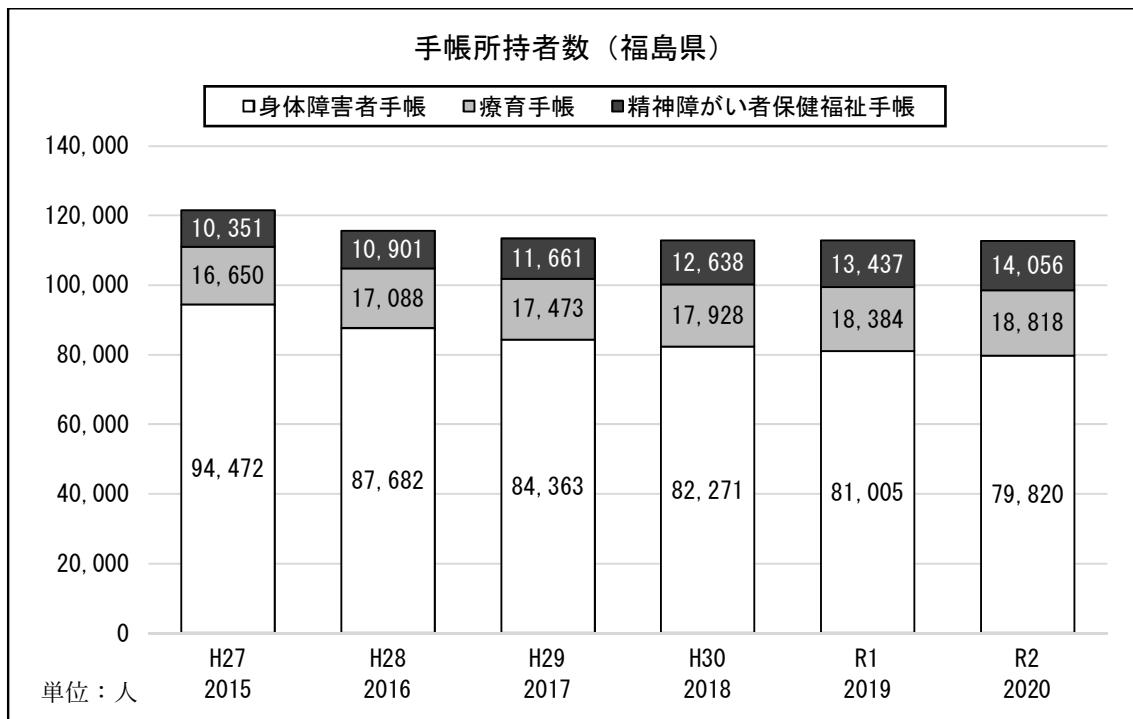
10  
11  
12 図表11 福島県の要介護認定者数等の推計



出典：福島県「第9次福島県高齢者福祉計画」

※H12～R2は実績値。R3～は推計値。

1 図表 1 2 福島県の手帳所持者数

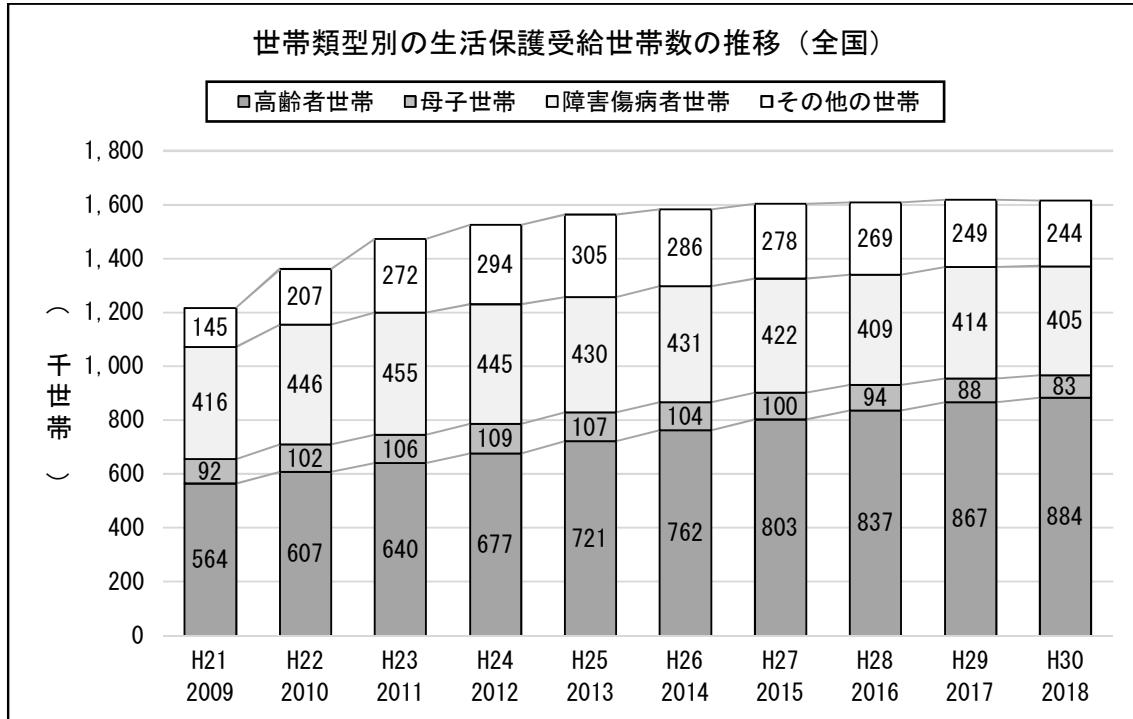


2 出典：福島県「第6期福島県障がい福祉計画」

3

4

5 図表 1 3 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



6 出典：厚生労働省「被保護者調査」

7

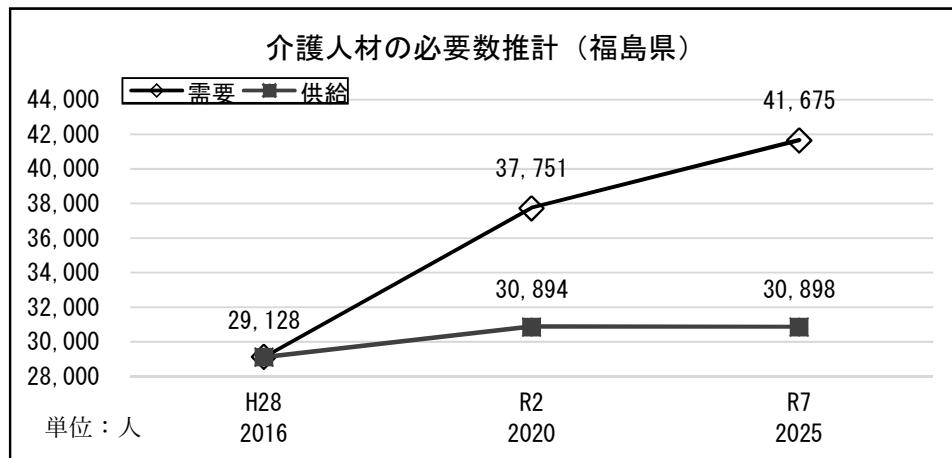
8

○ 人口減少・少子高齢化による人材不足

急速な少子高齢化の進行により日本全体の労働力は減少しており、様々な業種で人材不足となっています。本県の介護人材の推計では、2025年に約1万人の人材不足が見込まれています。

また、民生委員やボランティア等、地域福祉の担い手不足、高齢化による後継者不足も課題となっています。

図表14 県の介護人材必要数推計



出典：厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」

1 (4) 福祉制度の改革

2 平成17年度の障害者自立支援法（その後に通称、障害者総合支援法  
3 に変更）の制定及び介護保険法の改正など、平成12年頃からの福祉制度  
4 改革においては、利用者本位・市町村中心の仕組み、在宅福祉の充実、自  
5 立支援の強化、サービス供給体制の多様化といった、個々人の生活全体に  
6 着目し、**たとえ障がいがあっても、介護を要する状態になっても、できる**  
7 限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していく  
8 という基本的な考え方により、地域での自立支援、生活の確保、施設や病  
9 院から地域への移行が進められています。

10 平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの  
11 「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、つながり支え合う地域をつくる取組に  
12 参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、その実現に向けて各福祉分野の制度が改正されています。

13 ① 高齢福祉分野

14 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを  
15 続けることができるよう、地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・  
16 住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を進めるため、平成27年4月施行の介護保険法の改正により、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）は市町村が取り組む地域支援事業に移行され、多様なサービスの提供が可能となり、地域の実情に応じた取組ができるようになりました。

17 また、地域支援事業に、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられ、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となりました。

1           ② 障がい福祉分野

2 地域社会における共生の実現に向けて、平成25年4月に「障害者  
3 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合  
4 支援法）」が施行され、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活  
5 及び社会生活を総合的に支援するため、新たに障害保健福祉施策  
6 が講じられました。

7 平成28年には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい  
8 者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行  
9 われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応す  
10 るための支援の拡充が図られました。

11 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相  
12 互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障が  
13 いを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年  
14 6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる  
15 「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月21日から施行さ  
16 れました。

17 平成29年には、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受け  
18 やすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービ  
19 スが位置づけられました。

20           ③ 子ども・子育て分野

21 幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推  
22 進するために、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平  
23 成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されました。

24 この新制度では、認定こども園等を通じた共通の給付や小規模保育  
25 等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子  
26 ども・子育て支援の充実を図ることとされ、市町村においては、地域の  
27 実情等に応じて支援に必要な給付・事業を実施していくこととされま  
28 した。

29 児童虐待については、これまで「児童虐待の防止等に関する法律」  
30 及び「児童福祉法」の累次の改正や民法などの改正により制度的な充  
31 実が図られてきたものの、重大な児童虐待事件が後を絶たないことか  
32 ら、児童虐待防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。  
33

そこで、平成30年12月には、国において児童虐待防止対策体制総合強化プランが決定され、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、子ども・保護者等への指導等を行う児童相談所の児童福祉司を増員することや地域の支援やネットワークの中心となる子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置すること等の対策が示されました。

また、子育て支援については、平成27年度に妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供する、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊産婦等に対し切れ目がない支援を提供する体制の構築に向けて取り組んでいるところです。

## (5) 地域における「新たな支え合い」の必要性

### ① 地域における「新たな支え合い」

地域社会における生活課題が増大・多様化する状況にあっては、制度化された公的な福祉サービスのみですべての課題に対応していくことには限界があり、また現行の仕組みでは対応できない課題もあります。

このため、公的な福祉サービスの充実・整備を図るとともに、住民と行政の協働により、地域における生活課題や原子力災害からの避難者に対応する、「新たな支え合い」を進める必要があります。

### ② 社会福祉法人の地域における公益的な取組

社会福祉法人は、従前より制度に基づく福祉サービスのほか、自主的に公益的な取組を行っていましたが、平成28年の改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組」が責務として明記されたことに伴い、これまで以上に地域社会に果たすべき役割が大きなものとなっています。

このため、これまで社会福祉法人が培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域の要配慮者に対する相談支援や見守り・移動等の生活支援、地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動、地域住民に対する福祉教育等、地域の実情に応じた「地域における公益的な取組」の実践を通じて、「地域づくり」に積極的に貢献していくことが期待されています。

1           ③ その他の地域社会を取り巻く状況

2           社会が多様化する中で、取り組むべき地域生活課題（※）は複合化・  
3           複雑化しており、高齢、障がい、子ども・子育て等の分野・制度ごとの  
4           「縦割り」では解決することが困難になっています。また、安定した雇  
5           用が減少し世帯構造も変化して、現役世代を含めて生活困窮者の増大  
6           が顕著になっています。

7           ※ 地域生活課題とは、福祉サービスを必要とする地域住民とその世  
8           帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育  
9           に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会から  
10           の孤立に関する課題、その他の福祉サービスを必要とする地域住民  
11           が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され  
12           る上での様々な課題。

13           (6) 新型コロナウイルス感染症の影響と影響後の対応

14           政府は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため「新型コロナウ  
15           イルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月  
16           25日変更））」を策定しその対策を示しています。以下、当該方針を参考  
17           に今後の対応について説明します。

18           ① 感染防止に向けた意思共有

19           地域福祉に関わる者同士が感染の予防を徹底し、少人数での集会や  
20           リモートでの会議等を活用して意見の集約に努め、地域住民等による  
21           福祉活動やボランティア活動の実施に取り組むことが必要です。

22           地域福祉に関わる者等による福祉活動やボランティア活動は、本来  
23           自発的な意思に基づくものであり、新型コロナウイルス感染症の影響  
24           が長期化する中にあっては各実施主体とよく意見調整することが求め  
25           られます。

26           市町村や社会福祉協議会等は関係者の意見によく耳を傾け、不安等  
27           を解消するよう情報提供を行う必要があります。

1           ② 正確な情報の確認

2           地域福祉に関わる者それぞれが、新型コロナウイルス感染症の地域  
3           における流行状況や感染防止の方法等、正しい知識を身につけ感染の  
4           拡大防止に取り組むことが大切です。

5           そのためにも、市町村や社会福祉協議会等の関係機関にあっては、  
6           機会をとらえて新型コロナウイルス感染症に関するセミナーや勉強会  
7           の開催に努めることが求められます。

8           また、地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の形態や方法  
9           等はさまざまであることから、それぞれの活動にあった感染防止策を  
10          準備できるよう、感染症に詳しい専門家から助言が得られるよう事前の調整が必要です。

12           ③ 地域福祉活動の実施方法の検討

14           地域福祉活動の実施にあたっては、1)「三つの密（密集・密接・密閉）」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことが求められます。

18           また、2)必要に応じ電話やメール等を活用する等の活動方法を見直し実施することが必要です。それでもなお感染及び感染拡大リスクを低減できない場合は、3)改めてこれまでとは異なる新たな活動を検討・実施することが求められます。

22           新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、日頃より福祉提供体制の維持に向けて万全の準備を進めておく必要があるほか、社会福祉協議会等の関係機関とも連携しながら、地域住民等による福祉活動・ボランティア活動のバックアップ・相談体制を確立することが必要です。

27           こうした取組を実施することにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的なものとなるよう努めることが求められています。

1    2 市町村地域福祉計画の策定状況

2    本県において地域福祉計画を策定した市町村数は32（全市町村の54.3%）と全国の状況と比較して策定した市町村の割合が低くなっています。引き続き策定を支援していく必要があります。

6    市町村地域福祉計画策定状況(令和元年4月1日現在)(調整中)

	策定済市町村数	全市町村数	策定済の割合
全 国	1,364	1,741	78.3%
福島県	32	59	54.2%

7    ※ 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果(厚生労働省公表)

8    ※ 福島県の市町村地域福祉計画策定状況のみ令和2年4月1日現在

- 10   ○ 市町村地域福祉計画に関し、未策定の理由として最も多かった項目は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」、次いで「策定が必要ではない(改正後も努力義務に留まる)ため」、「策定の必要性が感じられないため」などが挙げられています。
- 11   ○ 市町村が必要とする支援策について、最も多かった項目は、「既に策定した自治体のノウハウの提供」、次いで「既に策定した自治体の事例報告会などの場の提供」などが挙げられています。
- 12   ○ 地域福祉(支援)計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、策定率が最も高かったのは「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、次いで「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」となっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

県民一人ひとりがともにつながり支え合って、  
いきいき暮らせる地域共生社会の実現

地域社会において子どもから高齢者まで誰もが温かい地域のきずなや世代を超えたつながりに支えられながら、生涯を通じて自分らしく充実した生活を安心して送ることができる福祉社会の実現が求められています。

その実現のため、高度・専門ケアを受けながら、家族や地域の支えでこれまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることできるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進に取り組んできたところです。

しかし、家族構成の変化や人口減少により、近年地域包括ケアシステムを支える「自助」「共助」「互助」の力が弱まっており、また、昨今では多様かつ複合的な課題を抱え、従来の高齢者、障がい者、子ども等対象者別の公的支援では十分に対応できていないケースも増えています。

また、東日本大震災から復興は進んできましたが、未だに避難指示が継続している地域もあり、依然として本県の地域福祉に大きな影響を与えており、地域住民、民間団体等及び行政がその取組を進めていく必要があります。

本計画では、住み慣れた地域において社会的に孤立することなくいつまでも安心して暮らし続け、地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、地域を構成するすべての人が「支え手」「受け手」といった役割に固定されることなく、だれもが「我が事」として参画し、世代や分野を超えて包括的に（丸ごと）つながることで包括的支援体制の構築をめざす、「県民一人ひとりがともにつながり支え合って、いきいき暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念として掲げます。

基本理念の実現に向け基本となる方針として、少子高齢化・人口減少が進行する中で、地域で課題を解決していくという地域力や、お互いに支え合い共生していくけるような地域の福祉力を高めるため、「東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進」「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「市町村の地域福祉推進への支援」「地域福祉を担う人づくり」「地域福祉サービスの基盤づくり」「地域生活課題の解決に向けた包括的相談支援体制整備の支援」「災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応」の7つを基本方針として掲げます。

1 また、7つの基本方針の推進のため31の施策を掲げるとともに、それぞれの  
2 施策ごとに現状と課題を分析のうえ、県として今後の取組方針及び目標等を設  
3 定しました。

4

## 5 2 基本方針

基 本 方 針	施 策
(1) 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進	<p>① 被災者への見守りや地域コミュニティ形成等の支援</p> <p>② 介護サービス提供体制の再構築</p>
(2) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	<p>① 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携</p> <p>② 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項</p> <p>③ 制度の狭間の課題への対応</p> <p>④ 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備</p> <p>⑤ 共生型サービス等、分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <p>⑥ 居住に課題を抱える人への横断的支援</p> <p>⑦ 就労に困難を抱える人への横断的支援</p> <p>⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援</p> <p>⑨ 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援</p> <p>⑩ 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進</p> <p>⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援</p> <p>⑫ 地域住民等が集う拠点の整備等</p> <p>⑬ 地域づくりにおける官民協働の促進</p> <p>⑭ 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築</p> <p>⑮ 全庁的な体制整備</p>
(3) 市町村の地域福祉推進への支援	<p>① 市町村に対する支援</p> <p>② 県内の福祉サービスに関する情報の収集</p> <p>③ 地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援</p>

1

基 本 方 針	施 策 の 方 向
(4) 地域福祉を担う人づくり	① 介護人材の確保について ② 障がい福祉人材の確保について ③ 児童福祉人材の確保について ④ その他の福祉人材の確保
(5) 地域福祉サービスの基盤づくり	① 市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進
(6) 地域生活課題の解決に向けた包括的相談支援体制整備の支援	① 住民主体の地域づくりを推進していくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり ② 県域で推進していく施策の企画・立案 ③ 重層的支援体制整備事業への支援
(7) 災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応	① 自主防災組織等の強化 ② 災害時を想定した要配慮者の支援体制 ③ 新型コロナウイルス感染症への対応・

2

3

### 3 地域住民、民間団体等及び行政の役割

#### (1) 地域住民の役割

一億総活躍社会づくりが進められる中、社会構造の変化や暮らしの変化を踏まえ、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

誰もが地域の中で安心して、生活し続けていくためには、地域において、お互いに助け合う仕組みづくりや地域住民がボランティア等の福祉団体や民間団体、行政と協力し地域福祉を進めていくことが必要です。

#### (2) 民間団体等の役割

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とした、公共性の極めて高い非営利の民間法人として、NPO法人も非営利での社会貢献活動や公益活動を行う公共性の高い市民団体として、地域に密着した社会貢献、福祉支援などの役割を担っています。また、それぞれの地域における民間企業も、地域貢献の一貫として、地域福祉活動やまちづくりといった活動が期待されます。

また、社会福祉協議会は地域福祉の推進に向けて中核的な役割を果たす社会福祉法人であり、活動の調整機関として、市民、事業者など多様な主体が地域福祉活動に関わるよう働きかけるとともに、それぞれの活動や連携を支援します。加えて、地域福祉における課題が円滑に解決されるよう、公民協働による地域福祉活動を推進します。

#### (3) 行政の役割

平成30年4月1日より施行された改正社会福祉法第6条では、地域福祉の推進に向け、地域住民だけでなく、国及び地方公共団体においても、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図ることを促進するための施策その他地域福祉の推進のための措置を講じなければならないなど、地域福祉の推進に当たっての行政の役割が明記されました。

また、関連する多様な実施主体とともに地域福祉を推進していくため、地域福祉活動への支援や基盤整備などを行うとともに、さまざまな施策を地域福祉の視点で再確認し、地域の取組と連動することで、制度の狭間をつくりない、漏れのないセーフティネットを構築・地域課題の解決を図ります。

## 第4章 施策の方向

### 1 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進

#### （1）被災者への見守りや地域コミュニティ形成等の支援

##### 現状と課題

- 避難生活が長期化する中、避難者が抱える課題は個別化・複雑化しており、避難先や帰還した先での生活再建、被災者の心のケア、復興公営住宅等への移転に伴う孤立化の防止など、中長期的な対応が必要とされています。長期化する避難生活や復興公営住宅及び恒久住宅への移行等を踏まえ、被災高齢者等の状況に応じた支援を適切に行える人材を育成するとともに、復興公営住宅においては、入居者が地域と共に安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。
- 被災者に対する見守り等の支援活動については、被災者の抱える課題が個別化・複雑化しており、それぞれの支援機関が所掌を超える課題に直面することも少なくありません。

##### 施策の方向性

- 被災高齢者等の状況に応じた支援を行うために、市町村や高齢者等サポート拠点運営委託先の社会福祉法人等と連携して、ニーズに合わせた支援を継続していきます。
- 被災者に対する見守り等の支援について、生活支援相談員や復興支援員等による戸別訪問、全国各地に設置している生活再建支援拠点での相談対応などを実施するとともに、復興公営住宅においては、入居者や地域住民とのコミュニティの維持・形成支援など、関係機関と緊密に連携しながら、支援を必要とする被災者に対し引き続き、きめ細かな支援に努めます。
- 福祉避難所の全市町村指定に向け、引き続き、未指定市町村への働き掛けを行うとともに、災害時に円滑に福祉避難所の運営が行えるよう開設訓練の実施や、ヒト・モノの確保に係る関係団体等との協力体制の構築など、市町村における平時の取組を支援していきます。

##### 具体的な施策

- 東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている県内の避難地域において、相談員を配置するなど、「関係者間の総合調整」、「地域の支援体制の構築」、「被災者等のニーズ把握及び孤立防止のための支援」等を行います。また、復興公営住宅においてはコミュニティ交流員を配置し、「復興公営住宅を中心としたコミュニティの維持・形成支援」を行い

ます。

- 被災者が安心して暮らし、生活再建できるよう、生活支援相談員や復興支援員等の戸別訪問、生活再建支援拠点での相談対応、地域情報紙の発行等による情報提供、心のケアなどを通し、関係機関と緊密に連携しながら、引き続き個々の事情に応じたきめ細かな支援に努めます。
- 市町村における福祉避難所の指定を促進するため、未指定の市町村への個別の働き掛けや関係機関・団体等との調整を進めています。

## (2) 介護サービス提供体制の再構築

### 現状と課題

- 被災地では帰還者の多くが高齢者で今後も介護人材の需要は高いと見込まれます。帰還を促し復興を進めるためにも県内外からの介護職員の確保や、地元での介護職員の育成・確保が望まれています。

### 施策の方向性

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、介護人材の確保が特に困難になっている相双地域等において、介護サービスの提供体制の再構築を支援し、帰還と復興を促進するため、相双地域等の介護施設等に従事する人材の確保に取り組みます。

### 具体的な施策

- 被災地を対象とした介護人材の確保のための返還免除規定付の就職準備金等の貸付や、職員の応援に対する支援、施設運営支援に引き続き取り組んでいきます。

## 2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する、共通して取り組むべき事項

### (1) 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携

### 現状と課題

- 課題を抱える人は、支援の「受け手」として捉えられてきましたが、障がいのある人が農業分野で活躍する「農福連携」にみられるように、課題を抱える人が「支え手」となり、地域で活躍しながら課題の解決にもつながる取組が広がっています。
- 課題を抱える人の就労や活躍の場を確保するためには、福祉以外の分野との連携を図り、企業や地域社会等における働く環境づくりを促進する取

1 組が必要となっています。

### 2 **3 施策の方向性**

- 4 ○ 課題を抱える人の就労や活躍の場の確保を図るため、地域の企業等との  
5 連携を図ります。
- 6 ○ 様々な課題を個別に対応するのではなく、背景にある様々な要因に対して総合的な対応が行えるように、多様な主体と連携した体制の構築を図ります。

### 7 **8 具体的な施策**

- 9 ○ まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等に努めます。
- 10 ○ 生活困窮者の就労に向け、就労体験先となる企業の開拓を行うため様々な分野と連携を図ります。
- 11 ○ 障がい者の就労受入体験や、機械・器具の購入等に対する助成、農業就労支援センターの派遣等、農業分野における障がい者の就労拡大（農福連携）を図ります。

## 12 (2) 高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項

### 13 **おもいやり駐車場制度（パーキングパーミット制度）の推進**

#### 14 **現状と課題**

- 15 ○ おもいやり駐車場制度とは、「車椅子使用者用駐車施設」を利用することができる方を明確にした上で、その方からの申請に基づき県が利用証を交付し、駐車施設管理者の協力の下、駐車時に利用証の掲示を求めるにより、この駐車施設の適正利用を図ろうとする制度です。
- 16 ○ 障がい者等用駐車場については従来より、不適正な利用をする者の存在や見た目で、障がいがあるとわからない方が利用しづらいといった課題があり、その対策として利用できる対象者（歩行が困難な方）の要件を設定し、利用証を交付する「パーキングパーミット制度」が全国的に導入されてきています。

#### 17 **施策の方向性**

- 18 ○ おもいやり駐車場の適正利用が図られるよう、施設管理者とともにその周知に努めます。

1      **具体的な施策**

- 2      ○ おもいやり駐車場の適正利用を図るため、引き続き施設管理者とともに  
3      制度の普及啓発に取り組みます。
- 4      ○ 障がいのある方や高齢者、育児中の方等がまちでかける際に施設の整  
5      備状況を事前に把握できるよう、「うつくしま、ふくしまマップ」を制定し  
6      絵文字でわかりやすく表示しています。

7      **人にやさしいまちづくりの推進**

8      **現状と課題**

- 9      ○ 県では、平成7年に制定した「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、  
10     高齢者や障がい者をはじめすべての県民が安心して利用できるよう配慮  
11     した建築物に「福島県やさしさマーク」を交付しています。
- 12     ○ 人にやさしいまちづくり条例は、高齢者、障がい者をはじめすべての人  
13     が安全かつ快適に暮らすことのできる社会をつくることを目的として、人  
14     にやさしいまちづくりの基本的な考え方や県、事業者及び県民の役割を明  
15     らかにし、やさしいまちづくりを推進するため、平成7年3月に制定され  
16     たものです。
- 17     ○ 平成28年4月には障害者差別解消法が施行されたことに伴い、地方公  
18     共団体等は障がいのある人に対する合理的な配慮を提供することが求め  
19     られており、そのためのバリアフリー等の環境整備に努めています。

20     **施策の方向性**

- 21     ○ すべての人が安全かつ快適に生活することのできる社会の実現をめざ  
22     し、人にやさしいまちづくりの推進体制の確立、施策の実施、県有施設の  
23     先導的整備や教育活動等を通じた啓発活動等の実施に取り組みます。

24     **具体的な施策**

- 25     ○ 人にやさしいまちづくりに関する普及啓発等を行い、すべての人が安全  
26     かつ快適に生活することのできる社会の実現を目指します。
- 27     ○ 県は、自ら設置し、又は管理する公益的施設をすべての人が安全かつ快  
28     適に利用できるよう整備することを目指します。
- 29     ○ 不特定多数の人が利用する病院、物品販売店舗、飲食店などの建築物や  
30     道路、公園等で規則で定めるものを「公益的施設」として、すべての人の  
31     利用に配慮した整備を進めることとしています。

- また、公益的施設のうち一定規模以上の施設を「指定施設」とし、指定施設を新たに設置する場合や増改築する場合には、施設整備の計画について届出をすることとしています。

## 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 現状と課題

- 県の65歳以上人口は令和12年頃まで、75歳以上人口は令和17年頃まで増加を続けると推計されています。また、令和22年になると、団塊ジュニアが65歳を超えて、高齢化率が42.2%まで上昇するものと推計されています。
- 高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする方も増加し、また、介護の必要はなくても、一人暮らしや健康に不安を抱える等、何かしらの支援を必要とする方が増加すると考えられています。
- また、少子高齢化、人口減少、現役世代人口の減少により、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加や、認知症の人の増加も見込まれる中、地域で支え合う力が弱くなり、孤立している高齢者など、支援を必要とする人を早期に発見しづらくなっています。

### 施策の方向性

- 地域包括ケアシステムの深化と推進のため、地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防と生活支援や地域ケア会議の充実に向けた施策を推進します。

### 具体的な施策

- 「第九次福島県高齢者福祉計画・第八次福島県介護保険事業支援計画」に基づき実施します。

## 障がい者が安心して暮らせる社会環境づくり

### 現状と課題

- 県では、障害者総合支援法第89条第1項において規定される都道府県障がい福祉計画として、「第6期福島県障がい福祉計画」を策定し、地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるとともに、障がいのある方の地域生活への移行や一般就労への移行に取り組んでいます。
- 併せて、児童福祉法第33条の22第1項において規定される都道府県障がい児福祉計画として、「第1期福島県障がい児福祉計画」を策定し、総合的かつ計画的に障がい児の通所支援や入所支援の提供体制の確保を図ってきました。

- また、平成30年12月には共生社会の実現に向けて、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」と「福島県手話言語条例」を制定し、翌平成31年4月より施行されました。
- 条例の制定を契機に、障がい及び障がいのある方への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組や、手話が言語であるとの認識に基づき手話の普及等に関する取組を一層推進しています。
- 一方、国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の改正が行われてきました。

#### 施策の方向性

- 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会環境づくりを推進し、障がい児者やその家族が安心して生活できる地域づくりを支援します。

#### 具体的な施策

- 「福島県障がい者計画」及び「第6期福島県障がい福祉計画・第2期福島県障がい児福祉計画」に基づき実施します。

#### 子どもを安心して生み育てることができる地域づくり

#### 現状と課題

- 現在の社会においては、核家族化の進行や地域社会における人のつながりの希薄化により、子育て世帯の孤立化が進んでおり、子育てに伴う不安や負担が大きい状況にあります。かつて身近にいた出会い・結婚・子育てを世話する人も少なくなる中で、子育て支援団体、企業、行政等関係機関、そして様々な世代の方を含めた子育て等への関わり、支援の輪の拡大に向けた取組が求められています。

#### 施策の方向性

- こどもたちが健やかに育つことが出来る環境づくりや子育てしやすい生活環境づくりを推進するとともに、社会全体で子育て世帯への支援を進めるため、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみの子育て支援活動がさらに推進されるよう支援します。

1      **具体的な施策**

- 2      ○ 子育て支援団体、企業、行政等関係機関の連携を推進し、社会全体で子  
3      育てを支援し、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。  
4      ○ 子育て応援パスポート（ファミたんカード）の取組を推進することによ  
5      り、県・市町村・企業・団体等が一体となって、社会全体で子育てを応援  
6      していきます。  
7      ○ 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を支援し、身近な地域での相談支  
8      援体制の充実を図ります。  
9      ○ 市町村が設置する子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子  
10     育て期にわたる切れ目のない支援が行えるよう機能充実を支援してまい  
11     ります。

12     (3) 制度の狭間の課題への対応

13     **多機関との連携による包括的相談支援体制の構築支援**

14     **現状と課題**

- 15     ○ 地域生活課題に対する公的な相談支援体制については、平成27年4月  
16     の生活困窮者自立支援制度の施行の後、相談に至らないケースや、複合化・  
17     複雑化したケースへの対応が課題となりました。  
18     ○ 地域住民の様々な生活課題を地域で把握し、相談支援機関につなげ、関  
19     係機関が連携して支援するという包括的支援体制を構築する必要性が認  
20     識され、平成29年度、平成30年度は郡山市で、令和元年度は郡山市と  
21     須賀川市でモデル事業による取組が進められてきました。

22     **施策の方向性**

- 23     ○ 制度の狭間となる課題や複合化・複雑化する課題を抱える人や世帯を早  
24     期に把握し、適切に支援につなげるために、市町村における包括的相談  
25     支援体制の構築を支援します。

26     **具体的な施策**

- 27     ○ 複合化・複雑化する課題を抱える人や、既存の制度に位置づけられてい  
28     ないが何らかの支援を必要とする人にも対処する、ワンストップかつ包括  
29     的な相談窓口を各市町村に設置できるよう支援します。

30     **地域における支え合い活動を行う組織づくり及び活動支援**

31     **現状と課題**

- 32     ○ 公的なサービスによる支援は、高齢者、障がい者、子ども・子育て等、  
33     各分野で充実が図られてきましたが、社会環境の変化、生活環境の多様化、  
34     少子高齢化の進行等により、公的支援だけでは解決が困難な地域生活課題  
35     が顕在化しています。

- 地域での支え合い活動は、地域住民が高齢者世帯等に対し日常生活のちょっとした手伝いを行うなど、公的制度の隙間を埋める支援であり、今後ますますそのニーズは増加すると考えられます。
- 地域での支え合い活動の普及・拡大のためには、地域住民の意欲や活力を具体的な活動につなげ、継続的な活動としていくことが重要です。

#### 施策の方向性

- すべての市町村において、地域での支え合い活動が発展するよう支援を行います。

#### 具体的な施策

- 地域での支え合い活動の母体となる組織づくりの推進を支援します。また、既存組織の新たな活動の展開や活動の継続を支援します。
- 県社会福祉協議会との連携のもと、地域での支え合い活動の普及・拡大を推進します。
- 県内外の先駆的・モデル的な地域での支え合い活動について、研修会等を通して県内への普及を進めます。

### (4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備

#### 生活困窮者自立支援対策の推進

##### 現状と課題

- 平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、第2のセーフティネットとして生活に困窮する人に対して、包括的支援体制の構築を図っています。
- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中心に、家計改善支援事業や就労準備支援事業等の活用や地域における関係機関等との連携により、生活困窮者の就労の状況、心身の状況等のその状況に応じた包括的な支援を実施することが重要です。
- 生活困窮者への包括的な支援体制の強化を図るため「自立相談支援事業」と努力義務とされた「家計改善支援事業」、「就労準備支援事業」及び「一時生活支援事業」の一体的実施が求められています。

1      **施策の方向性**

- 2      ○ 生活困窮者への包括的な支援体制の強化を図るため「自立相談支援事業」  
3      と努力義務とされた「家計改善支援事業」、「就労準備支援事業」及び「一  
4      時生活支援事業」の一体的実施の促進を図ります。

5      **具体的な施策**

- 6      ○ 各市福祉事務所へのヒアリング等を通して、事業の実施状況を確認し、  
7      未実施の福祉事務所に対して、事業の一体的実施に向けた働きかけを行い  
8      ます。  
9      ○ 生活困窮者自立支援事業における主任相談支援員、相談就労支援員、家  
10     計改善支援員、就労準備支援員等について研修等の実施を通じて、資質向  
11     上に努めます。

12     **多機関との連携による包括的相談支援体制の構築支援【再掲】**

13     **現状と課題**

- 14     ○ 地域生活課題に対する公的な相談支援体制については、平成27年4月  
15     の生活困窮者自立支援制度の施行の後、相談に至らないケースや、複合化・  
16     複雑化したケースへの対応が課題となりました。  
17     ○ 地域住民の様々な生活課題を地域で把握し、相談支援機関につなげ、関  
18     係機関が連携して支援するという包括的支援体制を構築する必要性が認  
19     識され、平成29年度、平成30年度は郡山市で、令和元年度は郡山市と  
20     須賀川市でモデル事業による取組が進められてきました。

21     **施策の方向性**

- 22     ○ 制度の狭間となる課題や複合化・複雑化する課題を抱える人や世帯を早  
23     期に把握し、適切に支援につなげるために、市町村における包括的相談  
24     支援体制の構築を支援します。

25     **具体的な施策**

- 26     ○ 複合化・複雑化する課題を抱える人や、既存の制度に位置づけられて  
27     いないが何らかの支援を必要とする人にも対処する、ワンストップかつ  
28     包括的な相談窓口を各市町村に設置できるよう支援します。

1 (5) 共生型サービス等、分野横断的な福祉サービス等の展開

2 **現状と課題**

- 3 ○ 平成27年9月に厚生労働省が取りまとめた「新たな時代に対応した福  
4 祉の提供ビジョン」において、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の分  
5 野を分け隔てなく、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという方  
6 向性が打ち出されました。
- 7 ○ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢者と障がい児者が  
8 同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備等、分  
9 野横断的な福祉サービスが展開されています。

10 **施策の方向性**

- 11 ○ 共生型サービス等、分野横断的な福祉サービスの展開を支援します。

12 **具体的な施策**

- 13 ○ 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを利用できる共生型サ  
14 ビスの充実に向けて、市町村において共生型サービス制度及び高齢者と  
15 障がい児者のそれぞれのサービス制度の理解が深まるよう支援します。

16 (6) 居住に課題を抱える人への横断的支援

17 **現状と課題**

- 18 ○ 高齢者や障がい者の中には、民間賃貸住宅への入居を希望しても、孤独  
19 死や事故等への懸念から入居を断られるケースがあります。こうした状況  
20 は、外国籍の人や子育て世帯等においても同様であり、住宅確保に配慮が  
21 必要な人への支援が求められています。
- 22 ○ このような中、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に關  
23 する法律」が改正され「高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を  
24 拒まない賃貸住宅」の登録制度創設を柱とした新たな住宅セーフティネット  
25 制度が平成29年10月に施行されました。

26 **施策の方向性**

- 27 ○ 住宅確保要配慮者に対し、供給の目標や目標達成に必要な事項を定めた  
28 「福島県賃貸住宅供給促進計画」に基づき、賃貸住宅の供給促進を図ります。

1      **具体的な施策**

- 2      ○ 「福島県賃貸住宅供給促進計画」及び「高齢者居住安定確保計画」に基  
3      づき実施します。

4

5      (7) 就労に困難を抱える人への横断的支援

6      **現状と課題**

- 7      ○ 平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困  
8      窮者自立支援制度の中で、任意事業とされていた就労準備支援事業が、法  
9      改正により平成30年10月から努力義務化されました。
- 10     ○ 生活困窮者等、就労に困難を抱える人への支援は、本人の状況に応じた  
11     支援が必要となります。

12

13     **施策の方向性**

- 14     ○ 生活困窮者、障がい者、ひとり親家庭等、就労に困難を抱える人に対し  
15     て、状況に応じた就労支援を行います。

16

17     **具体的な施策**

- 18     ○ 生活困窮者のうち就労に困難を抱える人に対して、ハローワークとの連  
19     携に加え状況に応じた日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支  
20     援を行います。
- 21     ○ 受託作業が減少している障がい者就労施設において、障がい者の職域と  
22     収入を拡大するため、農業分野での障がい者の就労に対する農業サイドに  
23     おける認知度向上を図り、障がい者の活躍の場を創出するとともに、農福  
24     連携の特色を生かした障がい者施設商品の付加価値向上を推進します。
- 25     ○ 就労に関する相談は、福島県母子家庭等就業・自立支援センターとの連  
26     携を図るなど、ひとり親家庭等のニーズに即した相談支援体制の充実に努  
27     めています。
- 28     ○ 障がいの有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向け、福島県障がい者社会参加推進センターを設置し、  
29     関係団体・機関の協力のもと、障がい者の多種多様な需要の把握から対応  
30     までを一体化し、障がい者の自立と社会参加を推進します。

32

33

1 (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援

2 **現状と課題**

- 3 ○ 平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行、平成19年6月に「自  
4 殺総合対策大綱」が閣議決定され、個人の問題と認識されがちであった自  
5 殺は「社会の問題」として認識されるようになり、平成29年7月には新  
6 たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、自殺対策は「生きることの包  
7 括的な支援」として推進されるようになりました。
- 8 ○ 本県においては、平成29年3月に「第三次福島県自殺対策推進行動計  
9 画」を定め、自殺対策基本法で謳われている「誰も自殺に追い込まれるこ  
10 とのない社会」の実現を目指します。
- 11 ○ 課題を抱える人の状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくり  
12 や、複合的課題に対応するためのネットワークづくりや専門職が対応する  
13 相談機関の啓発と周知など、自殺対策の効果的な展開も視野に入れた地域  
14 福祉の推進が求められています。

15 **施策の方向性**

- 16 ○ 自殺対策の効果的な展開を視野に入れた地域福祉の推進を図ります。

17 **具体的な施策**

- 18 ○ 「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき実施します。

19 (9) 市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁  
20 護支援

21 **成年後見制度における中核機関、地域連携ネットワーク体制の充実**

22 **現状と課題**

- 23 ○ 成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力  
24 が不十分な人を援助する人を家庭裁判所が選任し、法律的に保護する制度  
25 です。
- 26 ○ 高齢化の進行に伴い、特に、認知症高齢者の急増が見込まれ、高齢者等  
27 の権利を守るために、成年後見制度が重要であり利用促進が求められて  
28 います。
- 29 ○ 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やか  
30 に必要な支援に結びつける必要があります。
- 31 ○ そのためには、権利擁護・成年後見制度の利用について、住民が身近な  
32 地域で相談できるよう、窓口等の体制整備をする必要があります。

- 平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村の連携ネットワーク・中核機関の設置に向けた支援の実施が求められています。

#### 施策の方向性

- 成年後見制度に関するリーフレット等の作成・配付、キャンペーン、講演会、テレビ、ラジオ、広報誌等の活用、市町村・学校・職場等と連携し、県民への周知を図ります。
- 裁判所等関係機関と連携し、市町村による、成年後見制度利用促進のための中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築に向けた支援を図ります。
- 市町村が行う成年後見制度利用促進に向けた体制整備の構築等を支援するため、専門職等と連携の上、必要な支援等を行います。
- 制度を担当する市町村等職員の資質向上等を図るための取組を行います。

#### 具体的な施策

- 「第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画」及び「第6期福島県障がい福祉計画・第2期福島県障がい児福祉計画」に基づき実施します。
- 成年後見制度や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の更なる利用促進を行い、判断能力に不安がある人への権利擁護支援を推進します。
- 市町村による中核機関設置に資する研修会、情報交換会の開催、県内外の先進事例の周知等を行います。
- 市町村等関係機関と連携し、高齢者や障害者の財産管理や権利擁護に基づく支援を進めます。

#### (10) 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進

#### 高齢者や障がい者、児童に対する虐待への適切な対応

#### 現状と課題

- 高齢者や障がい者、児童に対する虐待は、家庭や施設及び就労先等の閉鎖的な空間で行われていることが多いことから、発見しにくく、深刻になる場合もあります。
- 各分野で虐待を防止する法律が施行され、市町村等関係機関は虐待の早期発見・早期対応や連携体制の整備を進めてきました。しかし、虐待対応件数は増加傾向にあり、更なる対策が必要です。

1      **施策の方向性**

- 2      ○ 社会的、身体的に弱い立場にある人を虐待から守るため、虐待防止の取  
3      組を推進します。

4      **具体的な施策**

- 5      ○ 高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の啓発活動の実施等により、  
6      高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組を推進します。  
7      ○ 子育て支援センターと警察、医療機関等関係機関との連携を強化し、発  
8      生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで切れ目ない支援を行います。  
9      ○ 市町村等関係機関と連携し、虐待防止等高齢者、障がい者の権利擁護を  
10     進めます。

11     (11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援  
12     **再犯の防止と社会復帰**

13     **現状と課題**

- 14     ○ 福島県地域生活定着支援センターは、高齢又は障がいを有するため福  
15     祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者について、矯正施  
16     設等の関係機関と連携・協議し、一貫した相談支援を実施し、それらの社  
17     会復帰及び地域生活への定着を支援し、その結果として再犯防止対策に資  
18     することを目的として平成24年3月から実施しています。  
19     ○ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等は、矯正施設等を  
20     退所したあと生活を立て直し、再び社会の一員となって暮らすこととなり  
21     ますが、仕事や住居を確保できない等の理由により、社会復帰が困難とな  
22     り、再び犯罪をするケースが少なくありません。  
23     ○ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等が、県民の理解と  
24     協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援するこ  
25     とにより、支援を必要とする犯罪をした人の再犯を防止することが必要で  
26     す。

27     **施策の方向性**

- 28     ○ 安全・安心な地域づくりのために、犯罪をした人の社会復帰と地域への  
29     定着を支援し、再犯を防ぐための取組を推進します。

30     **具体的な施策**

- 31     ○ 犯罪をした人の再犯を防ぎ、立ち直りを支援し、地域に定着することができるよう、取組を推進します。

- 複合化・複雑化する課題を抱える人や、既存の制度に位置づけられないが何らかの支援を必要とする人にも対応する、ワンストップかつ包括的な相談窓口を各市町村に設置できるよう支援します。
- 生活困窮者のうち就労に困難を抱える人に対して、ハローワークとの連携に加え状況に応じた日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を行います。
- 受託作業が減少している障がい者就労施設において、障がい者の職域と収入を拡大するため、農業分野での障がい者の就労に対する農業サイドにおける認知度向上を図り、障がい者の活躍の場を創出するとともに、農福連携の特色を生かした障がい者施設商品の付加価値向上を推進します。
- 成年後見制度や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の更なる利用促進を行い、判断能力に不安がある人への権利擁護支援を推進します。
- 問題を抱えた人だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる「場」の設置を支援します。
- 地域における各福祉サービスの情報を収集し、広く周知します。

#### (12) 地域住民等が集う拠点の整備等

自治会や地域懇談会等の場を通じた、地域生活課題の把握と課題解決に向けた取組支援

##### 現状と課題

- 地域の課題は、地域の地理的な状況や住民のつながりの程度、福祉関係事業者、NPO、ボランティアの状況等により、地域によって様々です。
- また、少子高齢化・人口減少の進行により、住民同士のつながりや地域で支え合う力は弱くなり、生活困窮者等、問題を抱えている人を早期に発見しづらくなっています。

##### 施策の方向性

- 自治会の集まりや認知症カフェ、地域子育て支援拠点等における活動を通じ、地域生活課題や地域との関わりが少ない人が抱える課題を把握し、課題解決に向けた取組を行う場の設置を支援します。

##### 具体的な施策

- 問題を抱えた人だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる「場」の設置を支援します。
- 地域住民による地域での支え合い活動を行うボランティアを支援しま

す。

- 地域の課題解決に向けた取組を支援するため、地域課題の内容に応じて、各分野の専門家の派遣を行います。
- 地域の子育て支援拠点の設置を支援するとともに、生活困窮家庭やひとり親家庭の子ども等に対する学習支援を実施します。

#### (13) 地域づくりにおける官民協働の促進

##### 社会福祉法人が行う公益的な取組への支援

###### 現状と課題

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。
- 社会福祉法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

###### 施策の方向性

- 社会福祉法人が地域で行う公益的な取組を支援します。

###### 具体的な施策

- 社会福祉法人が福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら地域で行う公益的な取組を支援します。
- 社会福祉法人が地域で行う公益的な取組事例を広く周知します。

##### 地域社会の一員である企業等への働きかけ

###### 現状と課題

- 少子高齢化・人口減少が進行する中で、住民同士でお互いに支え合う力や地域で課題を解決する力は脆弱になりつつあります。
- 福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠です。

1      **施策の方向性**

- 2      ○ 地域での見守り体制への参加等、企業や法人等が行う地域生活課題への  
3      取組を支援します。

4      **具体的な施策**

- 5      ○ 仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に積極的に取り組む県内の企  
6      業・団体を認証し、特に優れた取組を行っている企業の表彰・先進事例紹  
7      介等を行います。  
8      ○ 事業者と地域見守り協定を締結し、各事業者と市町村との見守りに関する協力関係構築を支援します。

9      **地域住民が主体的に課題を解決していくための財源確保**

10     **現状と課題**

- 11     ○ 地域住民が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源  
12     も必要です。

13     **施策の方向性**

- 14     ○ 地域住民が主体的に課題を解決する活動を継続的に行うための支援を行います。

15     **具体的な施策**

- 16     ○ 「福島県総合社会福祉基金」において社会福祉活動を行う法人に対する  
17     支援を行います。  
18     ○ 共同募金等の情報発信等により地域福祉への取組を推進します。

19     (14) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築

20     **現状と課題**

- 21     ○ 地域生活課題を解決するための地域づくりに資する事業は、福祉分野だけではなく、町おこし、商工、交通等、様々な分野で実施されています。  
22     ○ 事業の効果的・効率的な推進のために、各分野での連携を図ることが必要です。

23     **施策の方向性**

- 24     ○ 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する事業の一体的な実施を図ります。

1      **具体的な施策**

- 2      ○ 県、市町村、保健・医療・福祉分野の各関係機関・団体を代表する者、  
3      市町村社会福祉協議会等で構成する地域保健医療福祉協議会を通じて、各  
4      分野の連携を図ります。

5

6      (15) 全庁的な体制整備

7      **現状と課題**

- 8      ○ 地域生活課題に対する公的支援は、高齢者、障がい者、子ども・子育て  
9      等の福祉分野ごとに充実が図られてきましたが、近年、地域生活課題が複  
10     合化・複雑化し、ひとつの福祉分野だけでは、その解決が困難になってい  
11     ます。
- 12     ○ 地域生活課題を抱える人や世帯を包括的に支援していくために、福祉、  
13     保健、医療等、庁内の分野横断的な連携体制の整備が必要となっています。

14

15      **施策の方向性**

- 16     ○ 地域生活課題を抱える人や世帯の包括的な支援に向けて、福祉、保健、  
17     医療、教育、雇用等、庁内における分野横断的な連携体制の整備を図りま  
18     す。

19

20      **具体的な施策**

- 21     ○ 地域生活課題の解決に向けて、福祉以外の分野も含めた連携会議の開催  
22     等により、庁内関係課等との連携を図ります。

23

24      **3 市町村の地域福祉推進への支援**

25      (1) 市町村に対する支援

26      **市町村地域福祉計画の策定支援**

27      **現状と課題**

- 28     ○ 地域福祉計画は、社会福祉法の一部改正(平成30年4月1日施行)に  
29     より、計画に記載すべき事項として「地域における高齢者の福祉、障がい  
30     者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」  
31     が追加され、福祉分野における共通的な事項を横断的に記載する計画とな  
32     りました。
- 33     ○ また、社会福祉法の一部改正により、策定した地域福祉計画について、  
34     調査、分析及び評価を行うよう努めることとされました。

- 本県において地域福祉計画を策定した市町村数は32（全市町村の54.2%）と全国の状況と比較して策定した市町村の割合が低くなっています。  
引き続き策定を支援していく必要があります。

#### 施策の方向性

- 市町村ヒアリングを通じて、地域福祉計画の策定支援及び策定した地域福祉計画の達成に向けた助言・支援を行います。

#### 具体的な施策

- 毎年度、市町村ヒアリングを実施し、地域福祉計画の策定支援を行うとともに、個々の実情に応じた助言や先進事例の紹介を行い、地域福祉計画の推進を図ります。
- 県、市町村、市町村社会福祉協議会等で構成する地域保健医療福祉協議会により、地域生活課題の解決に向けた検討や情報交換を行います。

### （2） 県内の福祉サービスに関する情報の収集

#### 地域における福祉資源の県民への周知

##### 現状と課題

- 地域における福祉資源を充分に活用するために、その情報が求められています。

#### 施策の方向性

- 地域における福祉資源の情報を収集し、県民への周知を図ります。

#### 具体的な施策

- 地域での支え合い活動の情報を集約化し、県ホームページで広く周知します。
- 地域における各福祉サービスの情報を収集し、広く周知します。
- 県社会福祉協議会との連携のもと、地域での支え合い活動の普及・拡大を推進します。

1 (3) 地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援

2 **現状と課題**

- 3 ○ 地域福祉の推進にあたり、社会福祉協議会の存在は欠かせません。市町  
4 村社会福祉協議会は、住民主体による福祉活動の展開、生活困窮者等に対する総合相談・支援、福祉サービスの実施等、住民に最も身近な地域福祉  
5 の推進団体としての役割を担っています。
- 6 ○ 県社会福祉協議会は、広域的な観点から、市町村社会福祉協議会を支援  
7 するとともに、福祉人材の養成と確保支援、社会福祉事業の経営に関する  
8 指導と助言等、県の地域福祉の中核的な推進団体としての役割を担ってい  
9 ます。
- 10 ○ とりわけ、県社会福祉協議会には、市町村社会福祉協議会と一体とな  
11 って地域での支え合い活動の普及・拡大を図る機能の充実が求められて  
12 います。
- 13

14 **施策の方向性**

- 15 ○ 地域福祉推進の中核的な団体である社会福祉協議会の運営と、その機能  
16 強化に向けた取組を支援します。
- 17

18 **具体的な施策**

- 19 ○ 市町村社会福祉協議会が抱える個々の課題に応じるために必要な研修  
20 会の開催や社会福祉士等専門職員の派遣によるきめ細かいアドバイス等、  
21 県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会の指導力の向上に向けた  
22 取組を支援します。
- 23 ○ 県社会福祉協議会における地域福祉の推進に関する指導力等機能の強  
24 化に向けた取組を支援します。
- 25

26 **4 地域福祉を担う人づくり**

27 (1) 介護人材の確保について

28 **現状と課題**

- 29 ○ 本県の介護人材の推計では2025年に約1万人の人材不足が見込まれてお  
30 り、介護人材の確保は喫緊の課題です。
- 31 ○ 介護人材確保に関する本県の現状と課題を踏まえ、特に克服すべき事項  
32 に対応するものを戦略として位置づけ、福島県介護人材確保戦略を策定  
33 し、これにより取組を進めることとしました。
- 34 ○ 介護人材として働きたくなるような魅力ある仕事、魅力ある職場をつくる、  
35 発信していくこととします。
- 36

1      **施策の方向性**

- 2      ○ 採用が困難である、介護の職場のイメージが実態と乖離している、被災  
3      地の帰還を促し復興を進める等の課題を解決するため、「さらに魅力ある  
4      職場をつくる」、「魅力ある職場を発信する」、「被災地の介護人材を確保す  
5      る」の3つの戦略に取り組みます。
- 6      ○ 本県の高齢者人口がピークを迎える2030年を見据え、高齢者が安心  
7      して生活できるようにするために、必要な介護サービスが提供されるよう介  
8      護人材確保に取り組みます。

9      **具体的な施策**

- 10     ○ これまで同様、「介護イメージアップ」「人材マッチング」「人材確保」「人材育成」「人材定着」の5本を柱として介護人材の確保等を進め、「さらに魅力ある職場をつくる」、「魅力ある職場を発信する」、「被災地の介護人材を確保する」の3つの戦略に基づく取組を重点的に進めます。
- 11     ○ 国、県、市町村、介護施設等の関係者が問題意識を共有し、着実に役割  
12      を果たしていきます。また、指標などにより進捗状況を適宜点検し、必要  
13      な対応を実施します。

14      (2) 障がい福祉人材の確保について

15      **現状と課題**

- 16     ○ 障がい福祉サービスを支える人材の確保も難しい状況にあるため、人材  
17      の確保対策や定着支援、仕事のやりがい・魅力についての理解促進等の取  
18      組が重要です。
- 19     ○ 市町村の協議会を中心に、障がいのある方の地域生活支援をしていくた  
20      めには、各地域の相談支援体制強化・障がい福祉サービスの質の向上が不  
21      可欠です。
- 22     ○ 障がいのある方本人の思いを尊重した支援ができる人づくりを目指  
23      し、障がいのある方に適時適切なサービスを提供できるように、研修の  
24      質の向上に努める必要があります。

25      **施策の方向**

- 26     ○ 障がい福祉人材不足については、関係団体と協力しながら、その実態を  
27      把握し、効果的な施策を展開するとともに、仕事のやりがい・魅力につい  
28      ても情報発信し、障がい福祉施設等で働く福祉人材の確保に取り組みま  
29      す。

- 障がい福祉施設等で働く職員の処遇改善や業務負担軽減に取り組み、労働環境を改善することで、職員の職場定着を図ります。
- 障がいのある方本人の思いを尊重した適時適切なケアマネジメントを行うため、相談支援従事者及びサービス管理責任者を養成し、資質の向上を図ります。

#### 具体的な施策

- 指定障がい福祉サービス及び相談支援事業に従事する者の確保又は資質の向上及び市町村の公平かつ透明な福祉サービスの支給決定手続きを確保するための研修を実施します。
- 障がいのある人がより良いサービスを受けられるよう、障がい福祉サービス事業所等に従事する人や意思疎通支援に従事する人等の資質向上を図るため、各種研修（視覚障がい、聴覚障がい害、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、知的障がい、精神障がい、発達障がい等に対応される人を対象）を計画的に行います。

### （3）児童福祉人材の確保について

#### 現状と課題

- 未就学児童数が減少しているにもかかわらず、核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育所の入所児童数は増加傾向にあり、子育ては家庭が担うものから社会全体で支えるものへと移行しています。
- 保育所等の施設整備が進み入所定員は増加していますが、都市部を中心として、待機児童解消には至っていません。
- 保育の受け皿整備が進む一方で、保育士不足により所定の定員まで児童を受け入れられない施設も見られます。

#### 施策の方向

- 増加する保育ニーズに対応するため、施設整備を促進するなど入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進します。

#### 具体的な施策

- 増加する保育ニーズに対応するため、保育所や教育・保育を一体的に行う認定こども園の施設整備を促進するなど入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進します。

- 多様なニーズに応えるため、地域の実情に応じて地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりなど様々な子育て施策の一層の充実を図ります。
- 子ども子育て支援施策が地域の実情に応じて引き続き着実に進められるように、市町村を支援します。

#### (4) その他の福祉人材の確保

##### 元気な高齢者の活躍支援

###### 現状と課題

- 平均寿命の延伸が見込まれる中、人生100年時代を高齢期においても健康でいきいきと暮らすためには、健康の保持・増進が基本的かつ重要な課題です。
- 県では、東日本大震災及び原子力災害からの復興を図るとともに、疾病の予防と生涯を通じた健康づくり等に対応し、全国に誇れる健康長寿県を目指す基本方針として、「第二次健康ふくしま21計画」を策定し、県民一人一人の健康づくりを推進しています。
- 人口減少社会においては、高齢者が長年培ってきた知識や経験等を活かし地域や仕事で活躍し続けることが重要であり、本人の生きがいづくりや介護予防にもつながります。

###### 施策の方向性

- 元気な高齢者が地域の支え手として活躍できるよう支援します。

###### 具体的な施策

- 高齢者が中心となり行っている町内会等の生活支援や介護予防、介護の人材育成及びコミュニティづくりなどの活動を支援し、高齢者が支え合つて生活できる環境の創造、地域コミュニティの再構築を図ります。

##### 最も身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の確保・活動推進

###### 現状と課題

- 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という）は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、身分的には特別職の地方公務員とされています。

- 民生委員は、市町村や市町村社会福祉協議会をはじめ地域の関係機関との連携・協働のもと、地域で支援を必要とする人の生活状況等を適切に把握するとともに、支援を必要とする人の相談に応じ、情報提供や必要な援助に繋げるなど、最も身近な地域福祉の担い手となっています。
- 近年、地域生活課題が増加するとともに、虐待、孤独死、防災・減災対策等、地域生活課題が多様化・複雑化する中、民生委員に期待される役割もまた、増加し複雑化してきています。
- 高齢化・人口減少の進行や、民生委員の役割や負担感の増大等により、民生委員のなり手が不足しているという状況にあります。

#### 施策の方向性

- 地域福祉を担う民生委員の確保に努めるとともに、複雑化する地域生活課題に対して、民生委員が適切に対応できるよう、研修会の開催等、活動支援に向けた取組を行います。

#### 具体的な施策

- 民生委員活動の一層の効率的かつ効果的な推進に向け、市町村との連携のもと、民生委員の適正配置とサポート体制の構築に取り組みます。
- 民生委員の役割と活動内容に関する広報啓発や、民生委員に対する表彰等により、県民の理解・認知度と社会的評価の一層の向上を図ります。
- 多様化・複雑化する地域生活課題に対する適切かつ迅速な相談と援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じた、きめ細かく実践的な研修会、研究会を開催します。
- 地域における福祉懇談会・座談会の開催を通じ、民生委員と地域の関係機関・団体との連携・ネットワークづくりを支援します。
- 各地域での民生委員・児童委員協議会の活動の活性化を支援します。

#### ボランティア育成と福祉教育

##### 現状と課題

- 社会環境の変化や少子高齢化、人口減少等の進行により、地域のつながりの希薄化や家庭機能の低下が生じている中、地域共生社会づくり（地域における支え合い活動の推進）のためにボランティアを育成する必要があります。
- 日常的な地域での支え合い活動だけでなく、大規模災害時における、県内外からのボランティア等、その活動は地域において大きな役割を果たすものとなっています。

- ボランティア活動は、子育て中の人、障がい者、子ども等、「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが行うことができます。
- ボランティア活動をしていない人に対するボランティア活動の紹介や、ボランティア体験、研修会の開催等により、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、活動の発展が必要です。
- 地域や学校等で児童・生徒を対象とした福祉教育に加え、様々な世代の人に対する福祉教育を進める必要があります。

#### 施策の方向性

- 誰もが気軽にボランティアに参加できるきっかけづくりや地域リーダーの育成、地域福祉に理解を深める取組を行う県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、NPO 等を支援します。

#### 具体的な施策

- 社会福祉事業者に対するボランティア受入研修等に取り組む県社会福祉協議会へ支援を行い、市町村社会福祉協議会や福祉施設を通じ、地域における多様なボランティア体験を促進します。
- 地域におけるボランティア活動の拠点である市町村社会福祉協議会の機能の強化と、それに向けた県社会福祉協議会によるボランティア・福祉教育担当者の資質向上、福祉教育・学習の推進への取組を支援します。
- ボランティア体験の機会づくりやボランティア育成に取り組むNPO等の取組を支援します。
- 機会を捉えた社会福祉協議会やNPOの支援を通し地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚を図ります。
- 地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの育成、市町村社会福祉協議会のボランティア・福祉教育担当者に対する研修実施を支援します。
- 災害時に備え、市町村災害ボランティアセンターの活動に係る研修を実施します。市町村災害ボランティアセンター運営研修を支援します。

#### 地域住民や地域で活動する人材

##### 現状と課題

- 地域では町内会や自治会、保護司、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、老人クラブなどさまざまな団体や人々が、身近な地域でのたすけあいの活動を活発に行ってています。

1   **施策の方向性**

- 2       ○ 同じ地域の一員として、お互いの参加による身近な地域での支え合いと  
3       たすけあいの仕組みづくりに取り組みます。

4

5   **具体的な施策**

- 6       ○ お年寄りや心身に障がいのある人たち自身も地域の一員として地域福  
7       祉活動に参加できるよう環境整備に取り組みます。
- 8       ○ NPO 法人や学校、商店、企業、福祉施設なども地域の一員としての意  
9       識をもち、地域福祉活動へ参加するよう働きかけます。
- 10      ○ 多くの人たちが地域の福祉活動に参加できるよう、積極的に活動内容の  
11      PRや活動への参加を促していきます。

12

13   **5 地域福祉サービスの基盤づくり**

14      (1) 市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立のための基盤整  
15      備の促進

16      **福祉サービスの情報提供と社会福祉法人等の運営に関する指導助言（サービス**  
17      **利用者の保護）**

18   **現状と課題**

- 19       ○ 介護や障がい福祉、保育等サービスの情報提供システムが整備され、施  
20       設や事業所の情報を入手しやすくなっています。より正確性の高い情報の提  
21       供などが求められています。
- 22       ○ 利用者からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法第 82  
23       条において社会福祉事業の経営者に対して適切な苦情解決への努力義務  
24       が規定されています。
- 25       ○ 事業所においては、適切に苦情解決を図るため、苦情解決体制（苦情受  
26       付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置）を整備することが求めら  
27       れています。
- 28       ○ 事業所段階で解決が困難な苦情は、福島県社会福祉協議会に設置されて  
29       いる福島県運営適正化委員会において、中立・公正な立場で解決に向け対  
30       応しています。また、苦情解決責任者等を対象に、その役割や対応技術の  
31       向上を内容とした研修会を開催しています。

32

33   **施策の方向性**

- 34       ○ 福祉サービスの正確な情報提供などがなされるよう努めます。
- 35       ○ 福祉サービスの質の向上を図るため、福島県運営適正化委員会とともに、  
36       苦情解決体制の整備に努めます。

1

## 2 具体的な施策

- 3 ○ 福祉サービスの適正な実施や、事業所、施設及び法人の苦情解決体制の  
4 整備に向けた指導等を行います。
- 5 ○ 福祉サービスに関する苦情の適切かつ円滑な解決に向けた福島県運営  
6 適正化委員会に対して支援を行います。

## 7 成年後見制度における中核機関、地域連携ネットワーク体制の充実【再掲】

### 8 現状と課題

- 9 ○ 成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力  
10 が不十分な人を援助する人を家庭裁判所が選任し、法律的に保護する制度  
11 です。
- 12 ○ 高齢化の進行に伴い、特に、認知症高齢者の急増が見込まれ、高齢者等  
13 の権利を守るために、成年後見制度が重要であり利用促進が求められて  
14 います。
- 15 ○ 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やか  
16 に必要な支援に結びつける必要があります。
- 17 ○ そのためには、権利擁護・成年後見制度の利用について、住民が身近な  
18 地域で相談できるよう、窓口等の体制整備をする必要があります。
- 19 ○ 平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行さ  
20 れ、市町村の連携ネットワーク・中核機関の設置に向けた支援の実施が  
21 求められています。

22

### 23 施策の方向性

- 24 ○ 成年後見制度に関するリーフレット等の作成・配付、キャンペーン、講  
25 演会、テレビ、ラジオ、広報誌等の活用、市町村・学校・職場等と連携し、  
26 県民への周知を図ります。
- 27 ○ 裁判所等関係機関と連携し、市町村による、成年後見制度利用促進のた  
28 めの中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築に向けた支援を図ります。
- 29 ○ 市町村が行う成年後見制度利用促進に向けた体制整備の構築等を支援  
30 するため、専門職等と連携の上、必要な支援等を行います。
- 31 ○ 制度を担当する市町村等職員の資質向上等を図るための取組を行いま  
32 す。
- 33 ○ 制度を担当する市町村等職員の資質向上等を図るための取組を行いま  
34 す。

35

36

1

## 2 具体的な施策

- 3 ○ 「福島県高齢者福祉計画」に基づき実施します。
- 4 ○ 成年後見制度や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の更  
5 なる利用促進を行い、判断能力に不安がある人への権利擁護支援を推進し  
6 ます。
- 7 ○ 市町村による中核機関設置に資する研修会、情報交換会の開催、県内外  
8 の先進事例の周知等を行います。
- 9 ○ 市町村等関係機関と連携し、財産管理等、高齢者、障がい者の権利擁護  
10 を進めます。

11

## 12 福祉サービス第三者評価の受審促進

### 13 現状と課題

- 14 ○ 社会福祉事業者は、福祉サービスの質の向上に向け、第三者による評価  
15 （以下「第三者評価」という。）を受審することが努力義務とされています。  
16 なお、社会的養護関係施設は、第三者評価を3年に1度受審することが義務づけられており、また、地域密着型サービス（認知症高齢者グループホームと小規模多機能居宅介護）を提供する介護保険事業者については、  
17 外部評価の受審が義務づけられています。
- 18 ○ 県では、地域密着型サービス以外の社会福祉事業者による第三者評価の  
19 受審（概ね3年ごと）を促進するため、「福島県福祉サービス第三者評価  
20 推進会議」を設置し、評価基準の策定をはじめ、評価を担う評価調査者の  
21 養成や評価機関の認証、事業者や利用者への広報啓発等に取り組んでいま  
22 す。
- 23 ○ 利用者の立場からの質の高いサービス提供が望まれる中、積極的に第三  
24 者評価に取り組み、県内全体の福祉サービスの質を高めていく必要がありますが、  
25 利用者がサービス事業者を選択するに際し、重視すべき情報としての第三  
26 者評価制度に対する認知度の向上や、評価を実施する評価機関や  
27 評価調査者の資質の向上、また受審施設数が少ないと等も課題となっ  
28 ています。

29

### 30 施策の方向性

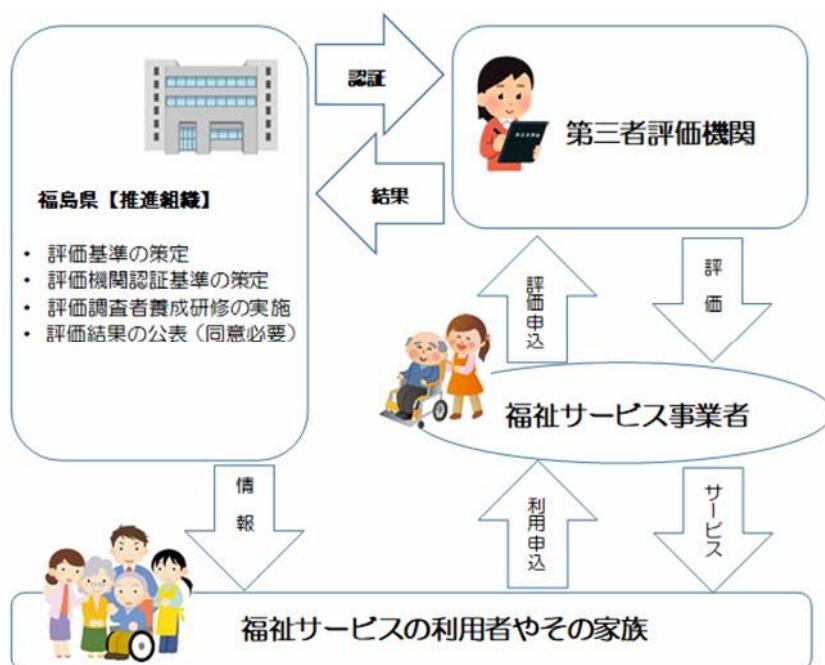
- 31 ○ 福祉サービス第三者評価の公正・中立性及び専門性を確保するため、福  
32 島県福祉サービス第三者評価推進会議を中心に、評価基準の策定や評価機  
33 関の認証などを行います。

34

1   **具体的な施策**

- 2   ○ 県内福祉サービスの質の向上を図るため、県社会福祉協議会等との連携  
3   のもと、利用者や社会福祉事業者からの福祉サービス第三者評価制度に対  
4   する社会的評価の向上、評価機関の質の向上等、社会福祉事業者による積  
5   極的な第三者評価の受審を促進します。
- 6   ○ 事業者に対する第三者評価受審に向けた普及啓発とともに、特に利用者  
7   に対して、評価結果は事業者選択にあたり重視すべき情報である旨の広報  
8   を行い、第三者評価に積極的に取り組みます。
- 9   ○ 研修体制の一層の充実を図ることにより、評価機関と評価調査者の質の  
10   向上を図ります。

11   **福祉サービス第三者評価受審イメージ図**



1   **6 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援**

2   (1) 住民主体の地域づくりを推進していくための人材育成及び市町村間の  
3   情報共有の場づくり

4   **市町村間の情報共有の場づくり**

5   **現状と課題**

6   ○ 市町村における包括的支援体制の整備を推進するためには、先進的な取  
7   組の状況等、市町村間の情報共有を図ることが必要です。

8   **施策の方向性**

9   ○ 市町村における包括的支援体制の整備推進に資するため、市町村間の情  
10 報共有を図ります。

11   **具体的な施策**

12   ○ 県、市町村、市町村社会福祉協議会等で構成する地域保健医療福祉協議  
13 会による活動を推進し、市町村における包括的支援体制の構築に向けた市  
14 町村間の情報共有を図ります。

15   ○ 市町村における包括的支援体制の構築に資する情報や県内外の先進事  
16 例の情報を提供します。

17   ○ 地域の課題解決に向けた取組を支援するため、課題の内容に応じて、各  
18 分野の専門家の派遣を行います。

19   **市町村地域福祉計画の策定支援【再掲】**

20   **現状と課題**

21   ○ 地域福祉計画は、社会福祉法の一部改正(平成30年4月1日施行)に  
22 より、計画に記載すべき事項として「地域における高齢者の福祉、障がい  
23 者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」  
24 が追加され、福祉分野における共通的な事項を横断的に記載する計画とな  
25 りました。

26   ○ また、社会福祉法の一部改正により、策定した地域福祉計画について、  
27 調査、分析及び評価を行うよう努めることとされました。

28   ○ 本県において地域福祉計画を策定した市町村数は32(全市町村の54.  
29 2%)と全国の状況と比較して策定した市町村の割合が低くなっています。  
30 引き続き策定を支援していく必要があります。

31   **施策の方向性**

32   ○ 市町村ヒアリングを通じて、地域福祉計画の策定支援及び策定した地域

1 福祉計画の達成に向けた助言・支援を行います。

2

3 **具体的な施策**

- 4 ○ 毎年度、市町村ヒアリングを実施し、地域福祉計画の策定支援を行うと  
5 ともに、個々の実情に応じた助言や先進事例の紹介を行い、地域福祉計画  
6 の推進を図ります。
- 7 ○ 県、市町村、市町村社会福祉協議会等で構成する地域保健医療福祉協議  
8 会により、地域生活課題の解決に向けた検討や情報交換を行います。

9

10 (2) 県域で推進していく施策の企画・立案

11 **現状と課題**

- 12 ○ 人口減少、少子高齢化の進行、社会環境の変化、生活環境の多様化等に  
13 より、地域生活課題は複合化・複雑化しています。課題の内容によっては、  
14 単独の市町村では解決が困難な地域生活課題が顕在化しています。
- 15 ○ 市町村における包括的な支援体制の整備に向けて、広域的な視点をもつ  
16 て県全体で推進していく施策の企画・立案が必要です。

17

18 **施策の方向性**

- 19 ○ 市町村における包括的な支援体制の整備に向けて、県全体で推進してい  
20 く施策の企画・立案を行います。

21

22 **具体的な施策**

- 23 ○ 市町村における包括的な支援体制の構築に向けた施策の企画・立案等の  
24 検討を行います。

25

26 (3) 重層的支援体制整備事業への支援

27 **現状と課題**

- 28 ○ 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（8050世帯、介護と育児の  
29 ダブルケアなど）する中、従来の属性別の支援体制では、複合課題や狭間  
30 のニーズへの対応が困難となっています。このため、市町村が既存の相談  
31 支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する属  
32 性を問わない包括的な支援体制の構築を市町村が創意工夫をもって円滑  
33 に実施できる仕組みが必要とされています。
- 34 ○ 社会福祉法が改正され、市町村において属性・世代を問わない相談を受  
35 け止める相談支援のほか、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に  
36 実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

1

## 2 施策の方向性

- 3 ○ 市町村が重層的支援体制整備事業に取り組めるよう必要な支援に努め  
4 ます。

5

## 6 具体的な施策

- 7 ○ 市町村において重層的支援体制整備事業に取り組めるよう必要な助言、  
8 情報の提供その他の支援を行います。

9

# 10 7 災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応

## 11 (1) 自主防災組織等の強化

### 12 現状と課題

- 13 ○ 地域コミュニティの高齢化・希薄化により、自主防災組織の中核となる  
14 自治会組織が減少し、地域防災力の低下が懸念されます。

15

## 16 施策の方向性

- 17 ○ 自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るとともに、地域ぐる  
18 みで避難行動要支援者を支える体制構築を促すため、自主防災組織の活動  
19 を促進する取組を継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を  
20 図ります。

21

## 22 具体的な施策

- 23 ○ 防災出前講座や自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される人材  
24 養成のための研修会を開催するほか、県総合防災訓練等への参加を促しま  
25 す。

26

## 27 (2) 災害時を想定した要配慮者の支援体制

### 28 現状と課題

- 29 ○ 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、  
30 乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災  
31 害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）  
32 の作成を義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、避  
33 難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難  
34 行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を策  
35 定・公表しました。

36

- 市町村及び関係施設等に対する福祉避難所の指定・運営に関する情報提

1 供と、効果的な避難行動がとれるよう避難計画の実効性を確保する必要が  
2 あります。

- 3 ○ 災害派遣福祉チームの派遣については、派遣体制、活動経費、研修や訓  
4 練の機会の確保など、平時から災害時の福祉支援体制づくりについて検討  
5 する必要があります。
- 6 ○ 災害派遣精神医療チーム（D PAT）について、先遣隊の後に派遣する  
7 チームの編成を進めるとともに、平時の研修等を通じて、派遣体制を強化  
8 する必要があります。
- 9 ○ 災害時、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営の必要が  
10 あります。

### 12 施策の方向性

- 13 ○ 具体的な避難方法等について定める個別計画の策定を促します。
- 14 ○ 要配慮者に関する研修や防災力を高めるための研修を行うとともに、防  
15 災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検を行います。
- 16 ○ 精神医療や医療・福祉の専門職チーム等の具体的な派遣体制や研修等に  
17 についての検討を進めていきます

### 19 具体的な施策

- 20 ○ 個別計画を定めるに当たっては、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿  
21 情報に基づき、市町村を中心となって、避難行動要支援者と打合せを行う  
22 よう促します。
- 23 ○ 研修や点検を行う際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、  
24 保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して適切に取り組みま  
25 す。
- 26 ○ 広域災害福祉支援ネットワーク協議会において、災害派遣福祉チームの  
27 具体的な派遣体制や研修等について検討を進めるとともに、より多くの福  
28 祉・介護事業者等との協定締結に向けた働き掛けを行っていきます。
- 29 ○ 災害派遣精神医療チーム（D PAT）の体制について、引き続き検討す  
30 るとともに、平成28年熊本地震へ派遣した実績、令和元年台風第19号  
31 対応の活動実績を踏まえ、研修等を実施し、統括者を中心としたD PAT  
32 体制を構築していきます。
- 33 ○ 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所対応のための研修会  
34 を開催し、市町村の災害対応能力の向上を図ります。

1 (3) 新型コロナウイルス感染症への対応

2 感染予防に伴うつながりの希薄化への対応

3 現状と課題

- 4 ○ 感染を防ぐために、外出機会や人々の交流が抑制される中、身近な人と  
5 の対面による連絡や親しい人たちとの交流の減少、さらに生活を送る上で  
6 必要な支援を受ける機会の確保が困難になるなど、孤独、孤立する方の増  
7 加と、それに伴う生活環境や身体状況等の悪化が懸念されます。

8 施策の方向性

- 9 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大している中でも、高齢者や障が  
10 い者など要配慮者の社会的な結びつきの確保に向けた取組を行います。

11 具体的な取組

- 12 ○ 市町村社会福祉協議会による地域包括支援センター・民生委員・児童  
13 委員等福祉関係者と協働した社会的な結びつきの確保に向けた取組を支  
14 援します。また、地域において個人宅を訪問する事業者と地域の見守り  
15 協定を締結して、市町村と事業者との地域の見守りに関する協力関係構  
16 築を支援します。

17 社会福祉施設等への感染予防等の支援

18 現状と課題

- 19 ○ 介護施設や障がい者施設、社会的養護施設及び保育所等児童福祉施設  
20 での感染拡大を防ぐため、職員や入所者及び通所者の感染防止対策の徹  
21 底と、感染拡大防止のための防護用品の確保や備蓄が求められています。  
22 また、その使い方についての実習を含めた研修が必要です。

- 23 ○ 社会福祉施設での感染者発生に備え、病院や保健所との連携した対応  
24 体制の構築・運営を行うとともに、クラスターが発生した社会福祉施設  
25 の運営継続のため、他施設、他法人からの応援職員を確保するための体  
26 制整備を進めています。さらに、感染拡大防止へのケアプランの活用等  
27 積極的対応が求められています。

28 施策の方向性

- 29 ○ 社会福祉施設における感染拡大防止対策とともに、感染やクラスター  
30 の発生に備え、保健所や医療機関（あるいは医療関係者）と連携して取  
31 り組みます。

1      **具体的な取組**

- 2      ○ 社会福祉施設における感染予防・拡大防止策を支援するとともに、施  
3      設等で職員等が感染し、職員が不足する施設等に他の施設等から応援職  
4      員を派遣する仕組みを運営します。

5  
6      **生活福祉資金の貸し付け等を通じた生活困窮者への支援**

7      **現状と課題**

- 8      ○ 経済社会活動の低下に伴い、飲食店などの特に影響を受けやすい業種  
9      の事業者や従業員のほか非正規職員などの失業等に伴い、生活に困窮す  
10     る方が増えており、今後、生活保護を受給する方の増加が予想されるな  
11     ど、事態の悪化が懸念されます。

12  
13      **施策の方向性**

- 14      ○ 生活困窮者等への支援に取り組みます。

15  
16      **具体的な取組**

- 17      ○ 生活福祉資金の貸し付けや自立相談支援事業、住居確保給付金の支給  
18     を通じて、生活に困窮されている方への支援を行います。

19  
20      **自殺予防対策の推進**

21      **現状と課題**

- 22      ○ 令和2年度の自殺者数は前年度同月を上回る傾向を示しています。

23  
24      **施策の方向性**

- 25      ○ 自殺予防対策を推進します。

26  
27      **具体的な取組**

- 28      ○ 自殺予防対策において相談対応の充実などを行います。

## 8 福島県地域福祉支援計画指標一覧

本計画を着実に推進するために、以下の項目を重視し、計画の推進及び進捗管理を行います。

基本方針	No.	指標案	現状値（※） (令和2年度)	目標値
(1) 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進	1	避難者見守り活動支援事業における生活支援相談員数	160	-
	2	復興公営住宅等における自治組織数	59	増加を目指す
(2) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	3	就労準備支援事業の実施自治体(県及び市)数	10	増加を目指す
	4	自殺者数	333 (令和元年)	310人以下 (令和3年)
	5	成年後見制度の利用促進のための中核機関の設置市町村数	3	59
	6	認知症カフェ設置市町村数	52	59 (令和7年度)
	7	市町村地域福祉計画策定率	54.2%	100.0%
	8	介護職員初任者研修の修了者数	1,043人 (令和元年度)	増加を目指す
(4) 地域福祉を担う人づくり	9	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	0.40%	0% (令和6年度)
	10	福祉サービス第三者評価受審件数(単年)	13	5
(6) 地域生活課題の解決に向けた包括的相談支援体制整備の支援	11	重層的支援体制整備事業の実施市町村数	-	10
	12	地域福祉活動推進のための人材(コーディネーター)の養成者数	-	450
(7) 新型コロナウイルス感染症などへの対応				

※ 現状値は、2020年(令和2年)又は直近年度の数値を記入したもの。令和2年度以外の数値の場合は、年度を括弧書きで追記。  
また、制度を開始していないことなどにより、数値を計上できない項目は「-」と表記。